

# 八丈町津波避難計画

平成 30 年 1 月

八 丈 町



## 目次

I	津波避難計画の基本的な考え方	- 1 -
I-1	津波避難計画の背景と目的	- 1 -
I-2	津波避難計画の位置付け	- 1 -
I-3	津波避難計画の継続的な検討	- 2 -
I-4	避難ルートモデルにおける留意事項	- 2 -
II	津波避難計画の内容	- 3 -
II-1	用語の定義	- 3 -
II-2	避難対象地域	- 4 -
II-3	避難迅速化重点地域	- 11 -
II-4	避難場所・避難経路等の設定	- 13 -
II-5	津波災害対応に関する町職員の配備体制	- 23 -
II-6	津波に関する情報の収集・伝達	- 24 -
II-7	津波に関する避難指示等の発令	- 26 -
II-8	津波避難誘導	- 26 -
II-9	避難誘導等に従事する者の避難対策	- 27 -
II-10	津波防災教育と啓発	- 29 -
II-11	津波避難訓練	- 31 -
II-12	要配慮者・避難行動要支援者の避難対策	- 33 -
II-13	観光客等の避難対策	- 36 -
II-14	港湾管理者等の避難対策	- 38 -
II-15	事業所に対する避難対策	- 39 -
III	地域ごとの津波避難計画の策定マニュアル（案）	- 40 -
III-1	地域ごとの津波避難計画とは	- 40 -
III-2	地域ごとの検討会の概要（例）	- 41 -
III-3	検討内容	- 43 -
III-4	検討結果のまとめ	- 48 -



# I 津波避難計画の基本的な考え方

## I-1. 津波避難計画の背景と目的

### (1) 津波避難計画の背景

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により発生した津波災害を教訓に、今後の津波に対する避難行動については、国から以下のような基本的な考え方が示された。

- ・津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること。
- ・強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを伴う地震が発生した場合には、最大クラスの津波高を想定し、自らできる限り迅速かつ高い場所に避難することが重要であること、また、その際には、時間的な猶予がある限り、できる限り高く安全な場所を目指すという姿勢が重要であること。

出典：「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」内閣府（平成 24 年 7 月）

東京都が平成 25 年に公表した南海トラフ巨大地震や元禄型関東地震の被害想定結果は、従来の浸水想定を大きく上回る内容となっており、町においても、これらの結果を踏まえた津波防災対策の抜本的な見直しが喫緊の課題となっている。

### (2) 津波避難計画の目的

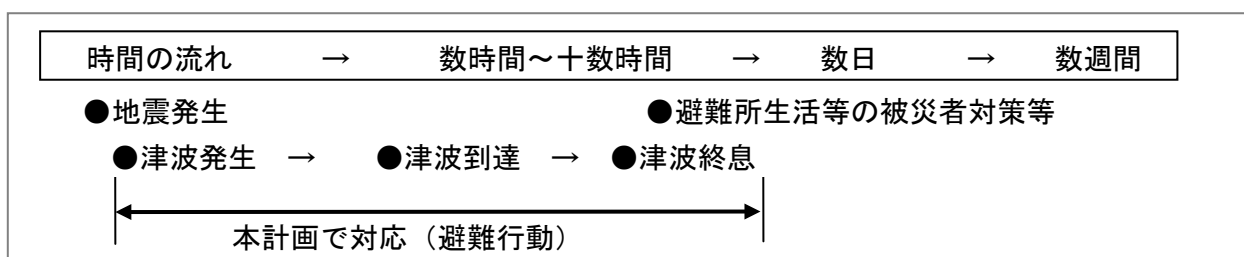
津波から生命を守るには、津波から逃げるのが最も重要である。そのため、津波避難計画は、想定した津波に対し人的被害を可能な限り軽減し、町民や国内外から来訪する観光客等の迅速かつ確実な津波避難を実現するため、町の行動要領を定めることを目的に作成する。

## I-2. 津波避難計画の位置付け

津波避難計画は、全町を対象とし、町民が円滑な津波避難を行うための行動要領を定めており、地域防災計画に記載された津波避難対策をより具体的かつ実行可能なものとするため、避難の対象地域、安全な避難場所及び避難経路等の確保、避難指示等の発令や伝達等を定め、住民、事業所等にその周知を図るものである。

また、住民等が策定する地域ごとの津波避難計画や事業者などが策定する施設ごとの津波避難計画等の基本と位置付けられるものである。

なお、本計画は地震による津波の発生から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間（地震発生から津波注意報・警報の解除までの期間）を適用範囲とする。



### I-3. 津波避難計画の継続的な検討

---

津波避難計画は、定期的かつ継続的に検討・見直しを行い、以下のような場合においてはこれを修正し、津波避難計画の確立に万全を期す。

- 津波浸水想定区域が見直された場合
- 気象庁からの津波に関する情報の変更があった場合
- 国・都における計画の変更があった場合
- 町が定める地域防災計画を修正するなど、整合が必要となった場合
- 地域ごとの津波避難計画や事業者等が作成する施設ごとの津波避難計画との整合が必要な場合
- 津波避難訓練で課題が明らかになった場合
- 津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて見直しが必要と考えられる場合
- 津波災害に対する新たな知見が得られた場合
- その他、町長が見直す必要があると認める場合

### I-4. 避難ルートモデルにおける留意事項

---

避難ルートモデルは、「津波浸水ハザードマップ基本図」の津波浸水想定区域から外へ避難する際の道順を例示している。

町は、避難対象地域や避難目標地点、避難ルート等について、自主防災組織、住民等の意見を踏まえて、見直しを行う。

## Ⅱ 津波避難計画の内容

### Ⅱ－1. 用語の定義

用語の定義は、下表に示すものとする。

表. 用語の定義

用語	定義
1 津波浸水想定区域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲とする。
2 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が指定する地域とするが、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定することも可能である。
3 避難場所	災害が発生または発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速な避難を図るために避難する施設または場所で、町が指定する。
4 避難所	災害が発生した場合に、避難者が一時的（必要な間）に、滞在できる公共施設等（学校、公民館等）の施設で、町が指定する。
5 避難目標地点	避難者が避難対象地域から外へ避難する際の目標とする地点をいう。自主防災組織、住民等が設定するものであり、避難可能範囲を設定する際の起点となる地点を指す。避難目標地点到達後も、その先にある避難場所・避難所を目指して避難行動を継続する必要がある。
6 避難路	避難する場合の道路で、町が指定する。
7 避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
8 避難可能距離	徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間までに、避難することが可能な距離とする。
9 避難迅速化重点地域（避難困難地域）	津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
10 津波に関する情報	大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の総称とする。

避難場所や避難所、避難路については、町が指定し、地域防災計画等で定める。避難目標地点及び避難経路については、避難の際に住民が活用しやすいものとして設定するため、町が想定したものを住民へ周知し、住民の意見も踏まえて設定する。

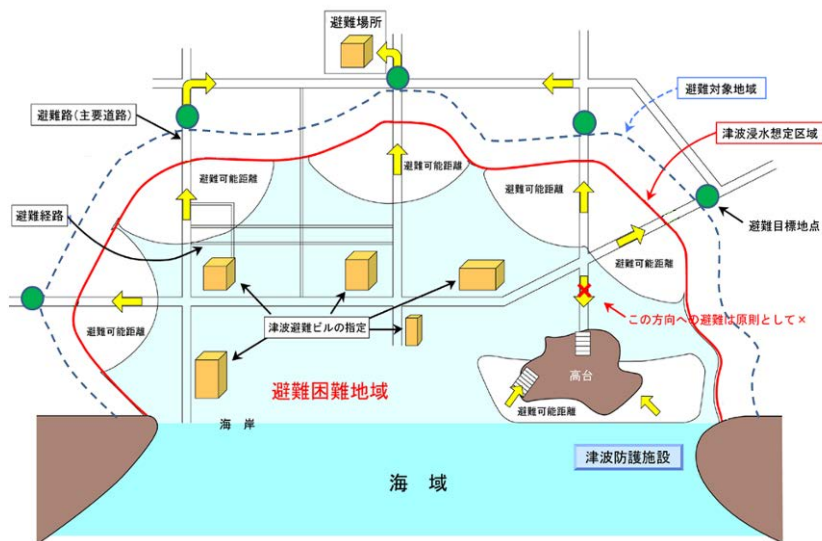


図. 用語のイメージ

※「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」消防庁（平成 25 年 3 月）を参考に都が作成

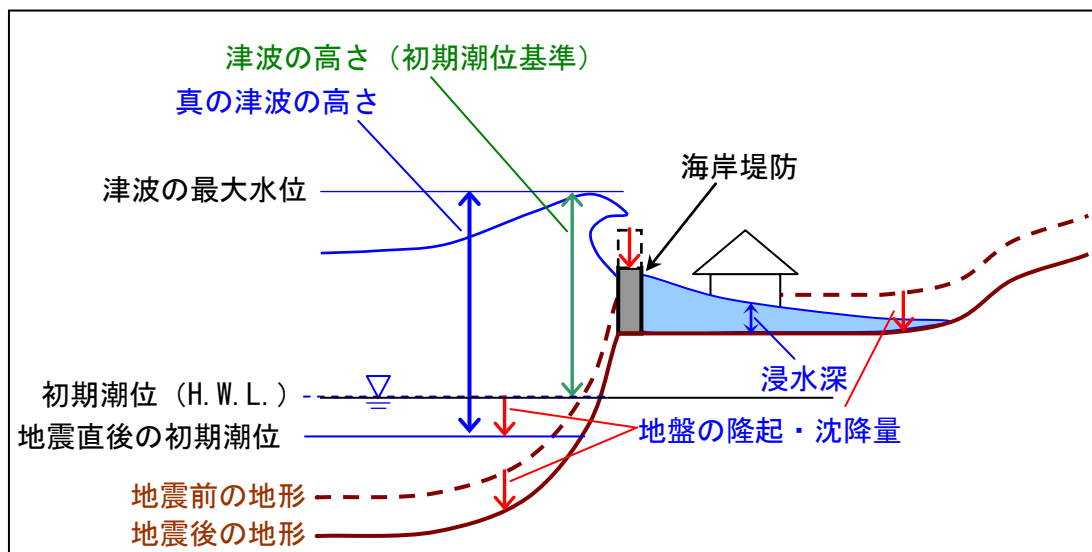


図 津波の高さの説明図

出典：「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書」東京都防災会議（平成 25 年 5 月）

## II-2. 避難対象地域

### (1) 避難対象地域の指定

本計画においては、平成 25 年 5 月に東京都が公表した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」による津波浸水予測調査（想定地震：南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震）の津波浸水シミュレーションに基づき、津波浸水想定区域としての範囲を整理した。

併せて、津波における浸水が予想される区域であり、かつ、住民や観光客等の立入りが考えられる区域を避難対象地域として設定した。なお、町に襲来する想定最大津波高及び町の地形条件を考慮して、バッファゾーンを設け、八丈町全体内の標高 30m 以下の区域を避難対象地域として設定する。以下は、避難対象地域の概念を図示したものである。

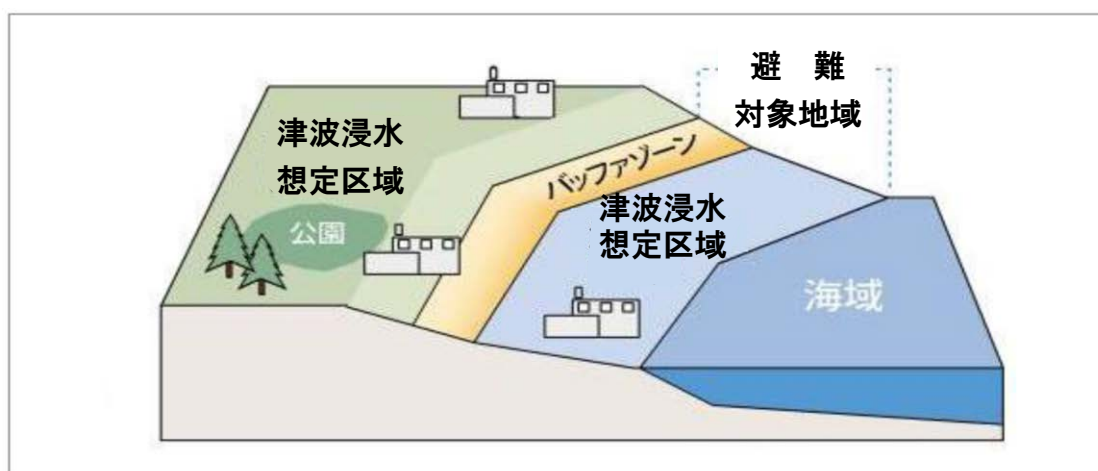


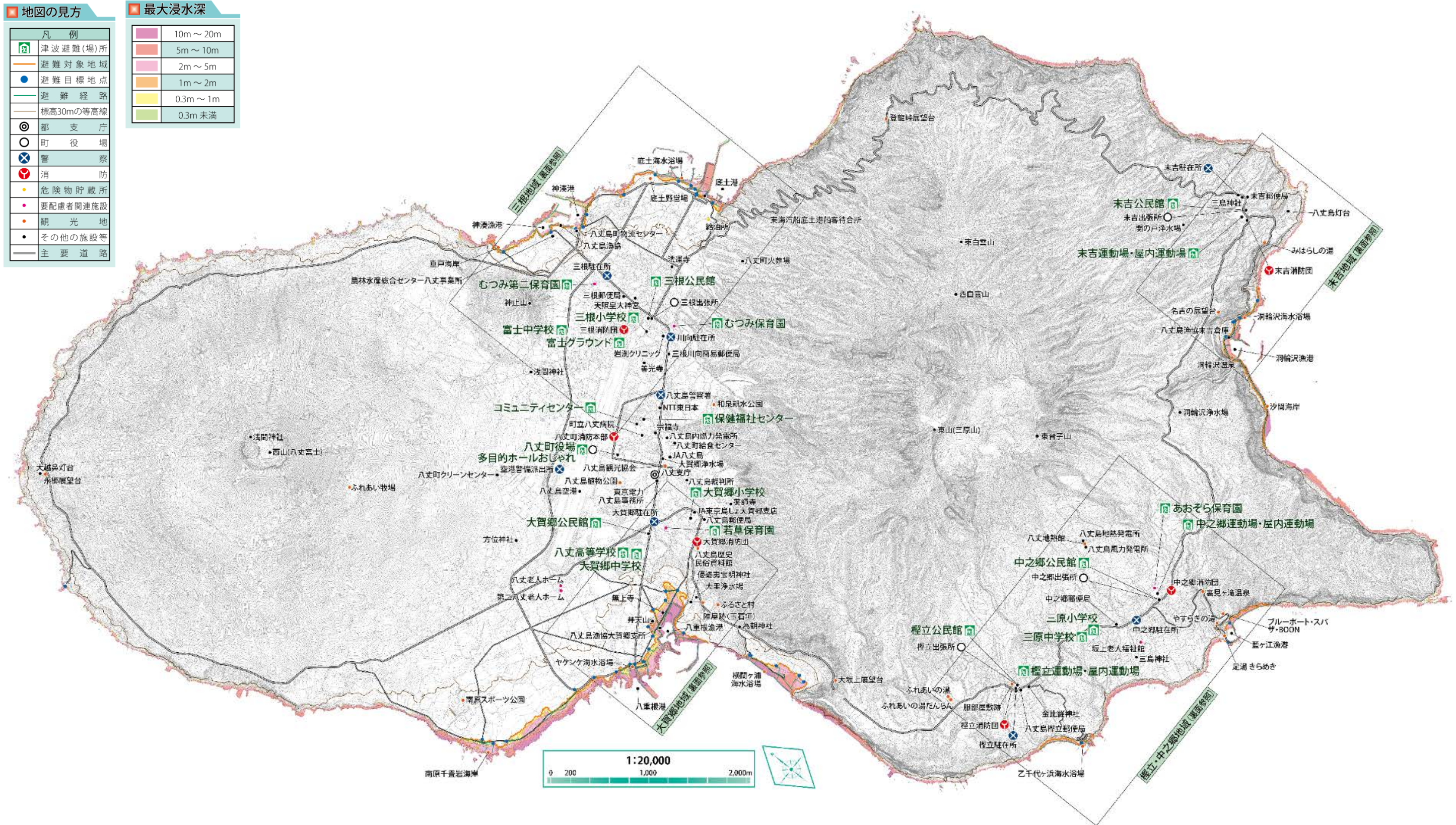
図 バッファゾーンの概念図

出典：「津波・高潮ハザードマップマニュアルの概要」内閣府（平成 16 年度）

※ 南海トラフ特別措置法第7条に規定する「南海トラフ地震防災対策計画」の作成義務が発生する者は、「①都が作成した津波浸水想定区域において、水深30cm以上の浸水が想定される区域に含まれる地域」において、「②特別措置法第7条第1項各号及び特別措置法施行令第3条各号で定められた施設又は事業を管理し又は運営する者」である。本計画で定める、避難対象地域に立地する施設・事業者等と同義ではないため、注意が必要である。（地域防災計画 p.259 参照）



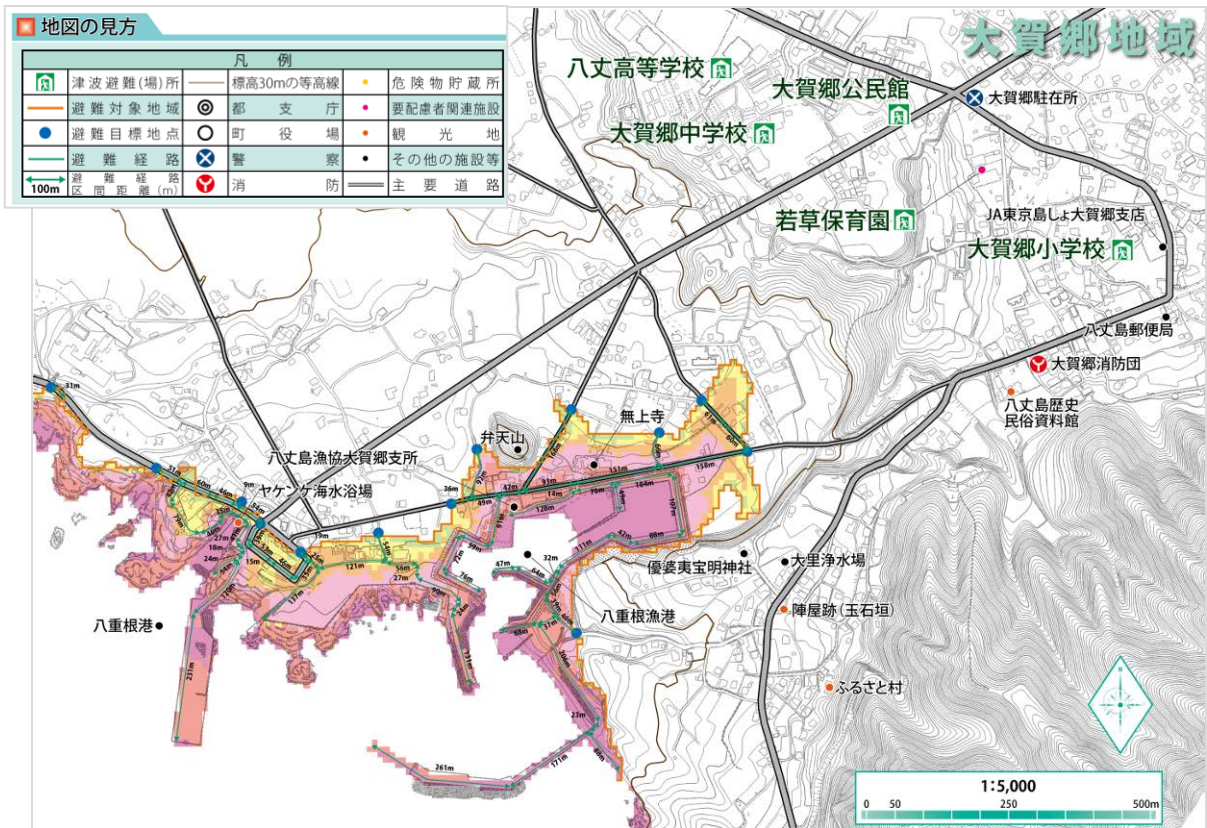
【八丈島全体図】



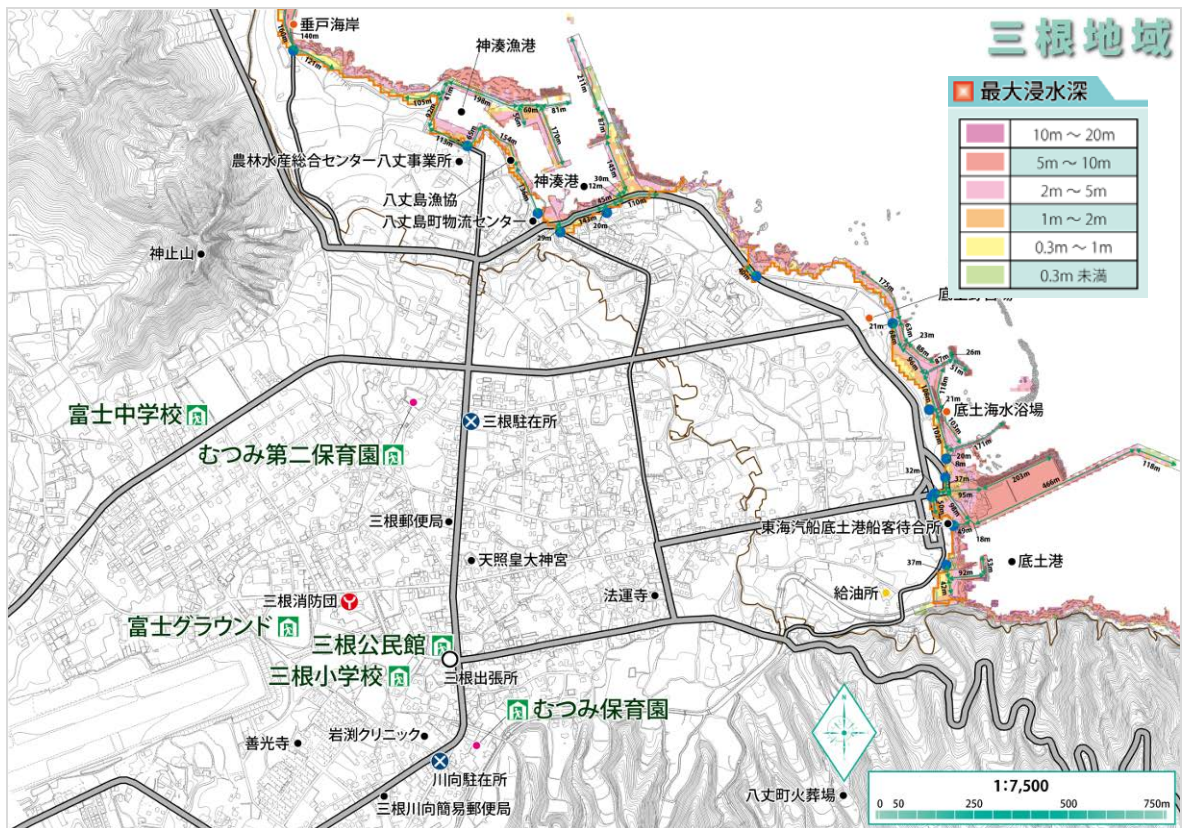
出典：「八丈島津波浸水ハザードマップ基本図」東京都（平成25年12月）



【大賀郷地域】



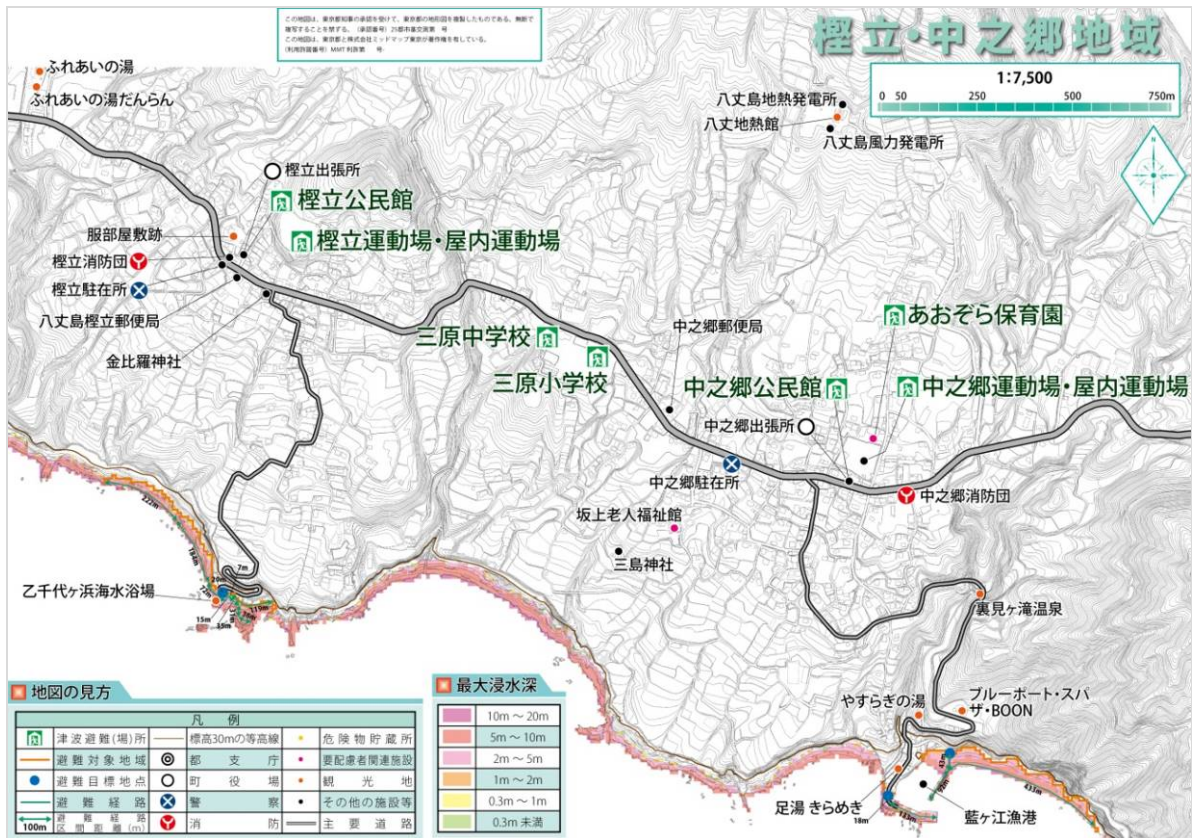
【三根地域】



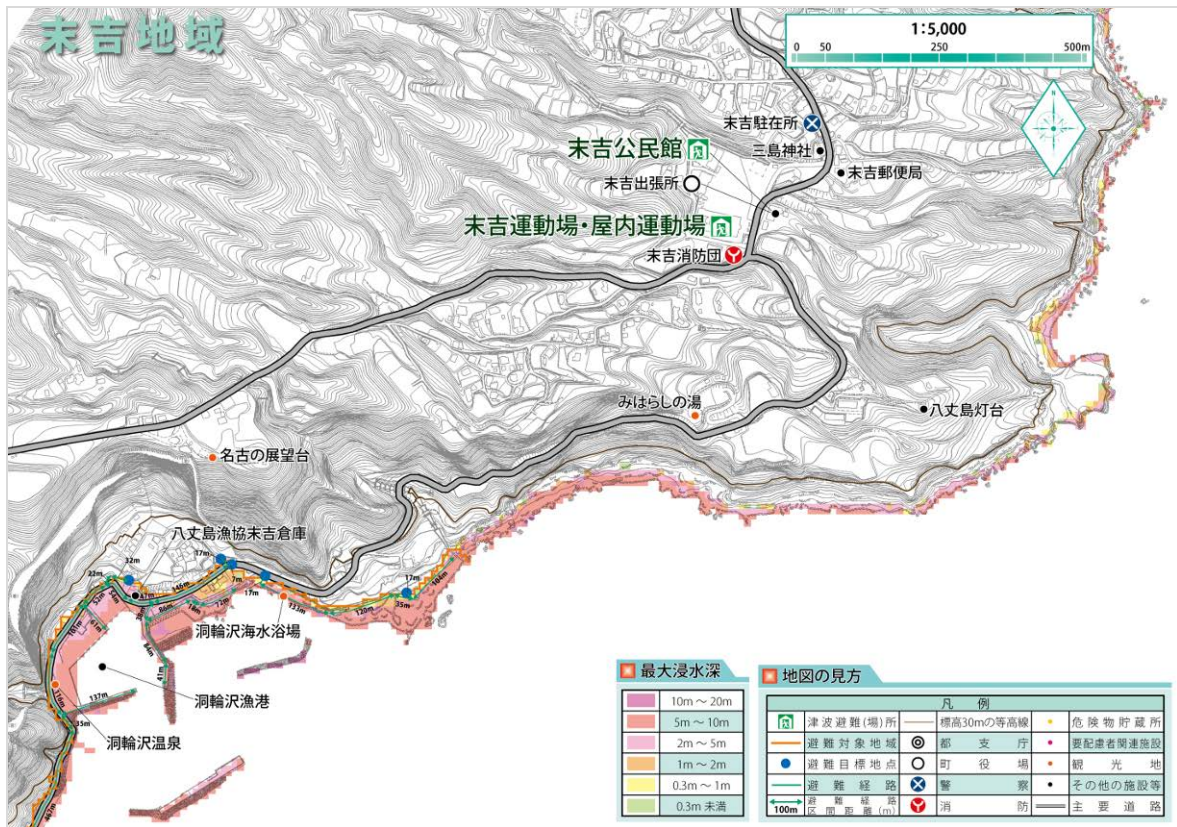
出典：「八丈島津波浸水ハザードマップ基本図」東京都（平成 25 年 12 月）



【樫立・中之郷地域】



【末吉地域】



出典：「八丈島津波浸水ハザードマップ基本図」東京都（平成 25 年 12 月）



# 津波の危険から身を守ろう

## 津波から命を守る対応チャート

津波から命を守るには「防げる」しかありません。チャートに従って、自分の命を守るため早めに避難しましょう。



## 津波に対する日頃の備え

### 1 家族会議や避難訓練を

津波が発生したとき、どこに避難し、どう連絡を取り合うのか、家族で事前に話し合っておきましょう。指定の避難場所の位置、そこに到達するためのルートは複数確保できるようにしておきましょう。地域の防災訓練に参加し、避難にかかる経路などを確認しておきましょう。

### 2 ハザードマップを確認する

町で配布しているハザードマップには、海抜30m以下の地域や避難場所を示しています。自宅周辺の状況を把握しておきましょう。ただし、実際の災害発生場所が必ずしもハザードマップの想定と一致するとは限りません。



### 東日本大震災で役立つ避難のための三原則

- 原則1 「想定にとらわれるな」**  
相手は自然。その想定を超える事態も当然あります。
- 原則2 「最善を尽くせ」**  
「ここまで来ればもう大丈夫だろう」とはせず、そのとき々の最善の対応を講じてください。
- 原則3 「率先避難者たれ」**  
まず自分が率先して避難しましょう。その姿を見て、ほかの人が避難し、結果的に多くの人を救うことにつながります。

### 3 避難に備えて非常持出品の準備を

避難時にすぐ持ち出せるように、非常持出品をリュックやバッグなどにまとめておきましょう。貯金通帳などの貴重品もできる範囲で一緒にしておけば、いざというときあわてて取りに戻らず済みます。

## 津波から身を守る心得10か条

- 1 小さな揺れでも油断禁物!**  
小さな揺れでも大津波のおそれがあるので気をつけましょう。
- 2 より速く、より高い場所へ避難する!**  
海岸で揺れを感じたら「より速く」「より高い」場所へ避難しましょう。
- 3 津波の速さは想像以上!**  
早いときには、揺れから数分で津波が押し寄せます。揺れを感じたら、直ちに避難しましょう。
- 4 津波はくり返し押し寄せ!**  
津波は2波、3波と何度も襲ってきます。第1波より2波目、3波目に大津波がくることもあります。
- 5 津波の前に潮が引くは限らない!**  
地震の起こり方や海岸の形によっては、津波の前に「引き潮」が起こらない場合もあるので注意しましょう。
- 6 満潮時は要注意!**  
満潮時は水位が高くなり、津波がより高くなるので被害が大きくなります。
- 7 正しい情報をすぐ入手する!**  
防災行政無線やテレビ・ラジオなどで正しい情報をすみやかに入手しましょう。
- 8 河川に近づかない!**  
津波は川をさかのぼりますので、河川には近づかないようにしましょう。
- 9 海岸に近づかない!**  
注意報・警報が解除されるまでは、絶対に海岸に近づかないようにしましょう。
- 10 家族へ行く先を伝える!**  
海に遊びや釣りに行くときには、家族へ行く先を伝えておきましょう。

## 南海トラフ巨大地震による八丈町の津波被害想定

平成25年5月、東京都国が公表した南海トラフ巨大地震のデータをもとに、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を発表しました。八丈島の場合、島全体の最大津波高は八重根港・八重根港の18.07m、また、最大津波到達時間(各ケースのうち最遅のもの)を示していますが、実際には最大津波高が到達するよりも早く津波が到達するおそれがあることに十分注意が必要です。

港名称	最大津波高	最大津波到達時間(最遅ケース)
神原漁港	10.90m	22.5分
神津港	10.08m	
洞爺丸漁港	9.56m	
中之瀬漁港	10.88m	
八重根港・八重根港	18.07m	
ナスノ漁港	5.31m	
出瀬漁港	5.34m	

## ハザードマップ① 三根地域

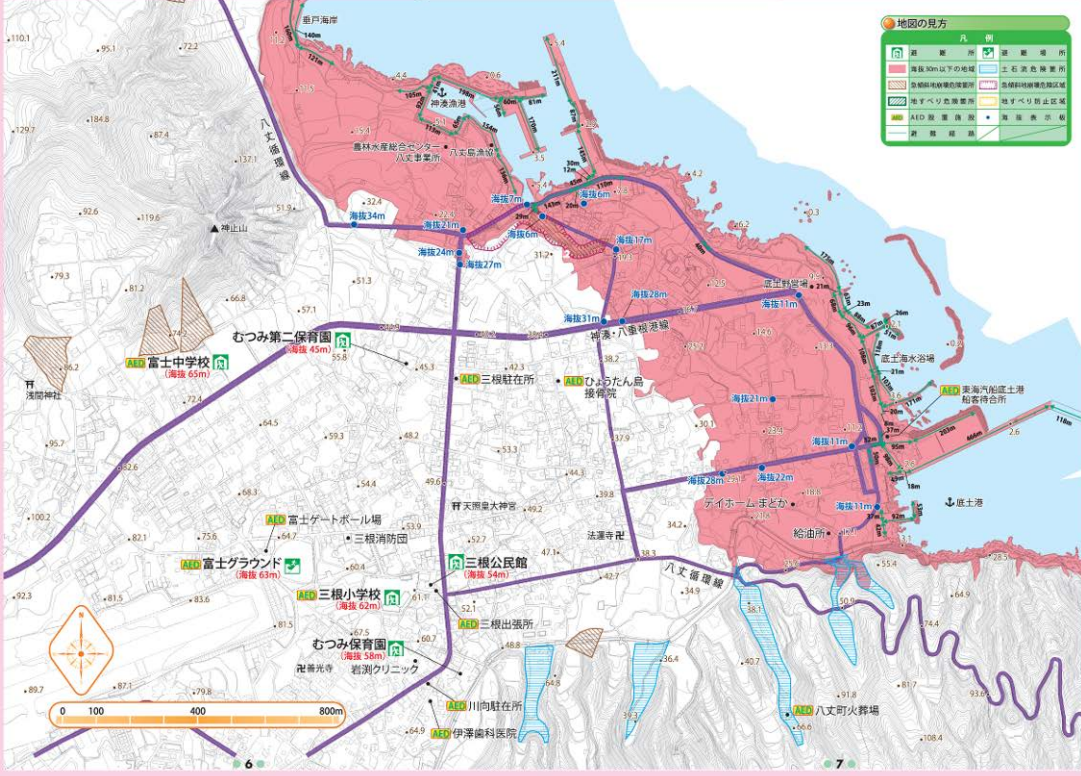


図 八丈町防災マップ (三根地域)



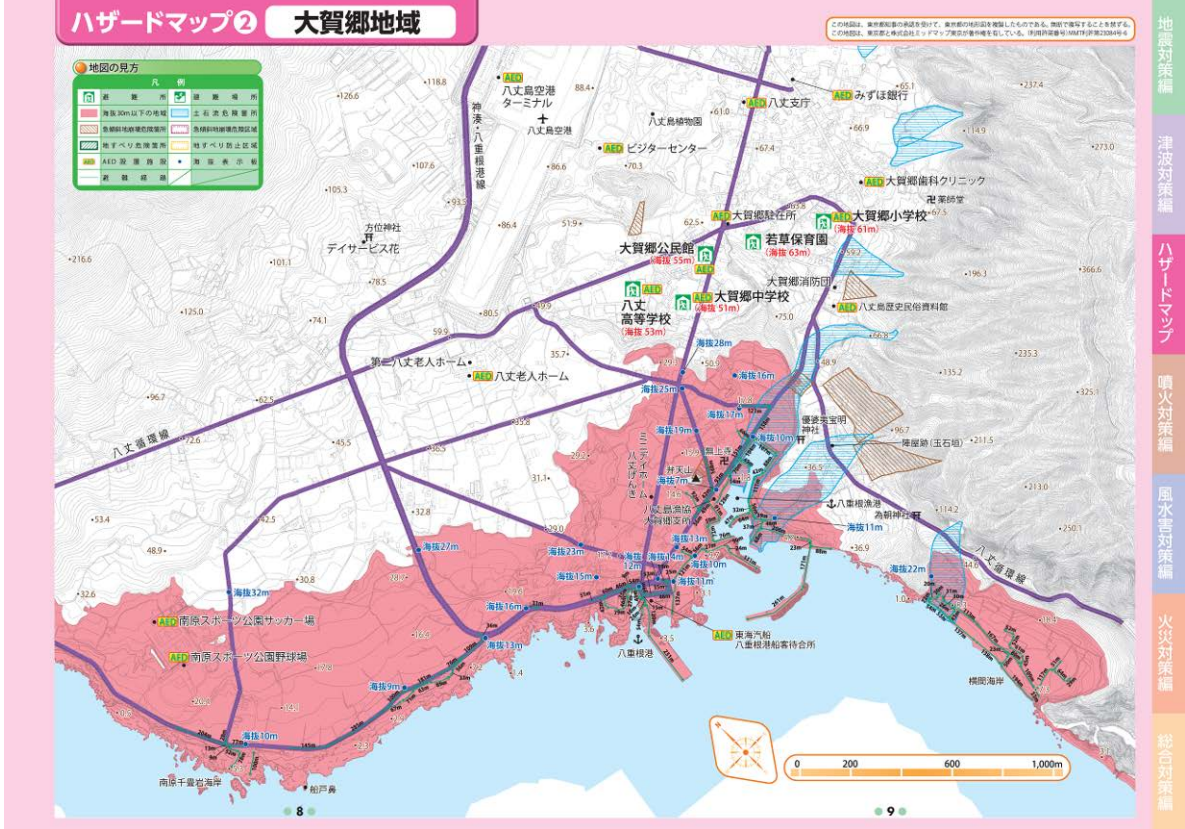


図 八丈町防災マップ（大賀郷地域）



図 八丈町防災マップ（檜立・中之郷地域）



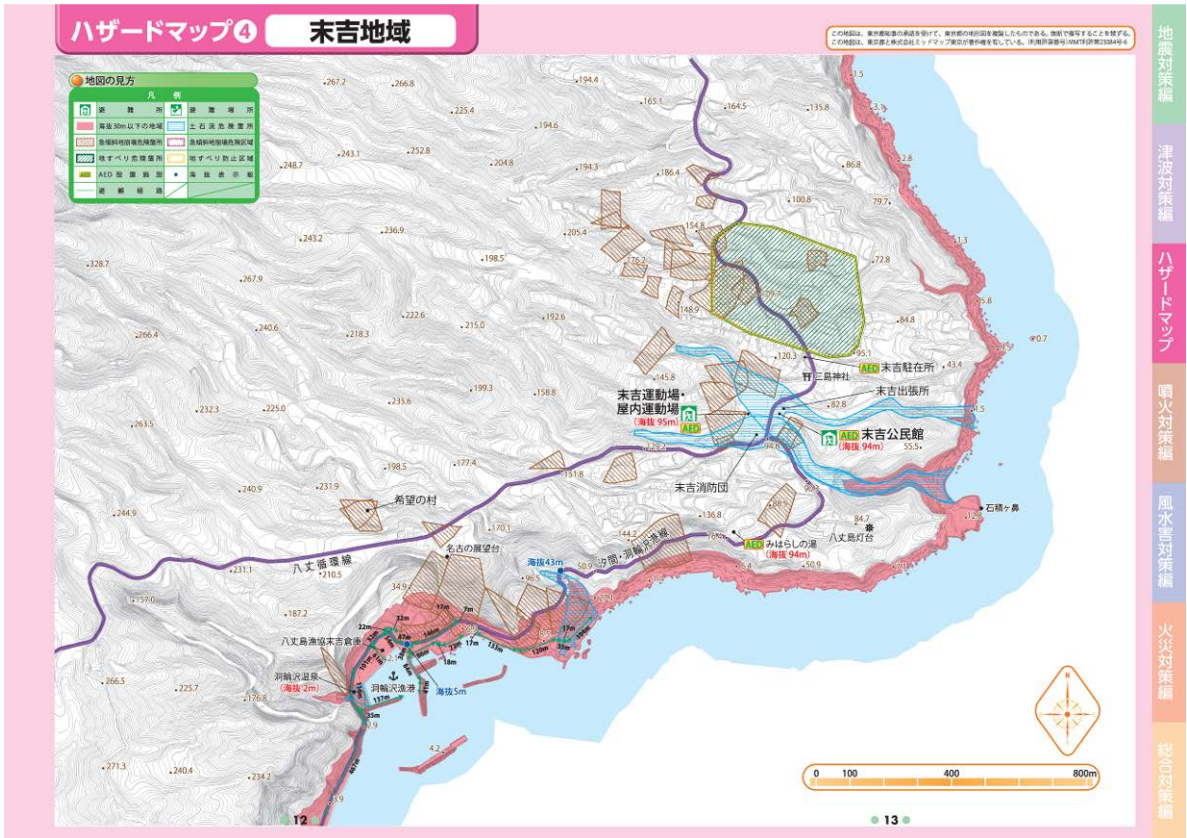


図 八丈町防災マップ（末吉地域）

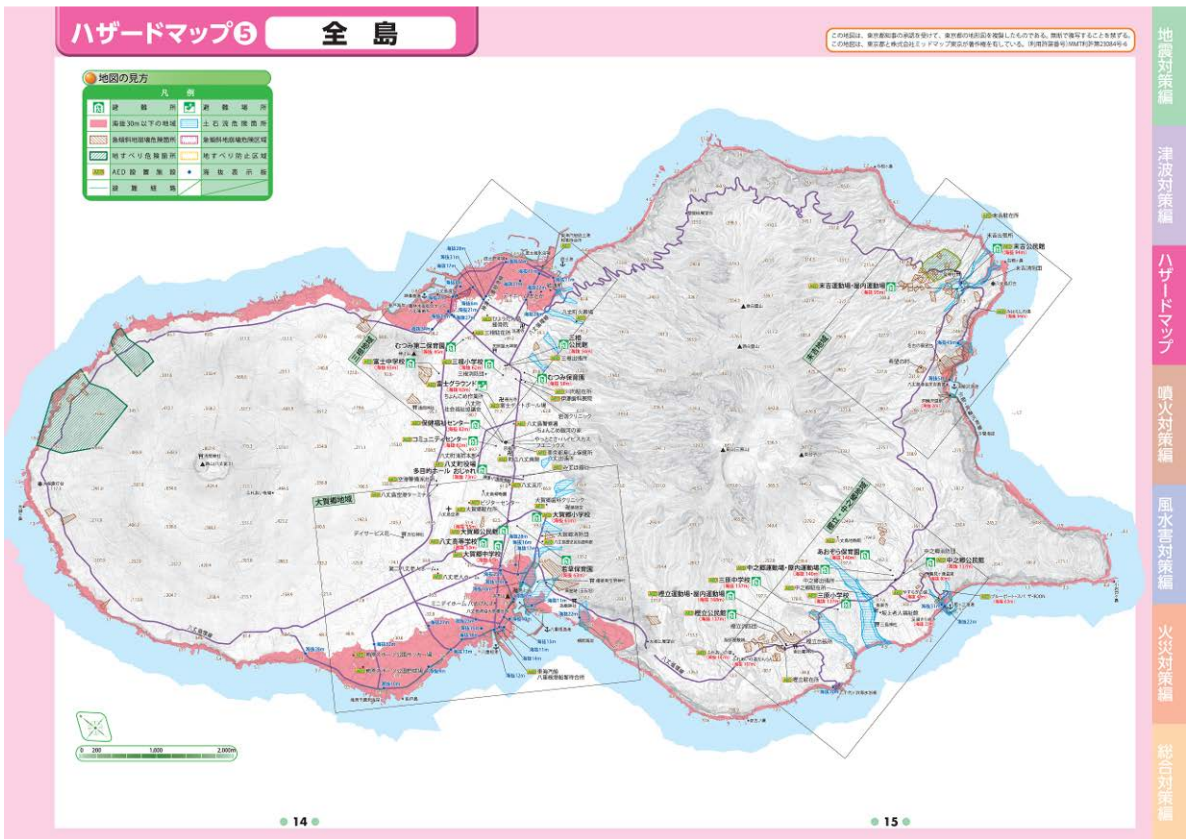


図 八丈町防災マップ（八丈島全体図）

## II-3. 避難迅速化重点地域

前項の検討に基づく避難対象地域から、津波到達時間内に避難経路等を通して避難目標地点まで到達可能な距離（範囲）を「避難可能距離（範囲）」として設定し、その範囲から外れる地域を「避難迅速化重点地域（避難困難地域）」として抽出する。

### (1) 各地区での最大津波高と到達時間

地点名	南海トラフ巨大地震			元禄型関東地震		
	最大津波高	1m 津波高の到達時間	最大津波高の到達時間	最大津波高	1m 津波高の到達時間	最大津波高の到達時間
	m	分	分	m	分	分
神湊・底土海岸周辺	10.9	24.5	25.5	10.75	32.1	33.9
神湊漁港	10.9	25.3	27.6	7.51	33.0	34.6
神湊港	10.08	26.0	27.6	10.75	33.3	34.7
汐間海岸・洞輪沢漁港周辺	13.94	28.8	32.4	7.58	33.8	36.6
洞輪沢漁港	9.56	31.3	32.3	6.13	35.5	39.5
乙千代ヶ浜・藍ヶ江漁港周辺	11.86	26.0	26.7	5.47	37.1	39.0
中之郷漁港	10.88	27.0	27.9	4.61	38.2	39.0
南原・横間海岸周辺	18.7	22.7	23.5	5.86	32.2	33.3
八重根港・八重根漁港	18.7	25.1	26.8	5.58	35.5	42.9
ナズマド漁港	5.31	22.5	23.4	5.4	32.0	33.2
永郷地域周辺	8.65	22.5	23.3	7.87	31.3	33.0
出鼻漁港	5.34	22.7	23.5	7.87	31.3	34.6
島全体	18.7	22.5	23.3	10.75	31.3	33.0

出典：南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年 5 月 14 日公表）

## (2) 避難可能距離（範囲）

「避難可能距離（範囲）」は、避難対象地域内において避難目標地点まで、以下で示す平均的な移動速度で、津波到達時間内に避難可能な距離（避難可能な距離内にある範囲）とする。

避難可能距離：平均的な移動速度と避難可能時間による避難可能距離は、下式により求める。

**避難可能距離 = 津波避難時の平均移動速度 × 避難可能時間**

○津波避難は徒歩を原則として、平均移動速度は 1.0m/秒を基本として設定

○避難可能時間 = 津波到達時間 - 避難開始準備時間

- ・津波到達時間は、各地域の地震発生から津波が到達するまでの時間（分）
- ・避難開始準備時間は、地域の実情に応じて、地震発生後 2～5 分後に避難開始できるものと想定する。
- ・避難できる限界の距離は最長でも 500m 程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが、避難行動要支援者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、移動手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある）。

（出典：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 消防庁(平成 25 年 3 月)）

## (2) 避難迅速化重点地域の抽出

町は、「島しょ町村における津波対策の支援に伴う調査委託報告書」P158～163 を基にして、最大被害のケースを想定するなどにより、避難迅速化重点地域の設定を検討する。



## II-4. 避難場所・避難経路等の設定

本計画では、避難対象地域の避難場所、避難所、避難目標地点、避難路、避難経路を以下のとおり定める。

### (1) 避難場所

避難場所は、町が指定する津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などであり、津波避難ビルや津波避難タワーを除いて、避難対象地域(海拔 30m 以下の地域)の外に選定する。なお、情報機器、非常用電源、非常用食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため、避難所とは異なり、それらが整備されていないこともありうる。

表 避難場所（地震・津波の場合）



地域	避難場所	住所	標高 (m)	主な避難対象施設等
三根	三根小学校	三根 341	62	底土港船客待合所、底土港、底土港海水浴場
	富士中学校	三根 4655	65	垂戸海岸、垂戸キャンプ場、神湊漁港、三根漁港、神湊港
	富士グラウンド	三根 234	63	-
大賀郷	大賀郷小学校	大賀郷 15	61	八重根漁港
	大賀郷中学校	大賀郷 3073	51	八重根漁港、無上寺、八重根港、八重根港船客待合所、ヤケンが浜
	八丈高等学校	大賀郷 3020	53	-
檜立	檜立運動場	檜立 2035	168	乙千代ヶ浜海水浴場
中之郷	中之郷運動場	中之郷 2612	140	藍ヶ江漁港、足湯きらめき
	三原小学校	中之郷 2474	137	-
	三原中学校	中之郷 2474	137	-
末吉	末吉運動場	末吉 2648	95	洞輪沢漁港、洞輪沢海水浴場、洞輪沢温泉、汐間海岸

## (2) 避難所

避難所は、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設であり、町が「避難対象地域（海拔 30m以下の地域）」の外に設置する。（地域防災計画、震災対策編第 2 部 9 章 第 5 節【予防対策】第 2－2「避難所の指定」P173 に準ずる。）

### 【津波避難(場)所等の地図記号について】

避難ルートモデル（P16～21 参照）で表記する避難場所等の地図記号については、以下のとおり設定する。

凡例上の名称	津波避難（場）所	避難所
本計画での位置付け	避難場所 兼 避難所	避難所
地図記号		
備考	屋内施設がある避難場所を表現 国土地理院が定めた避難所兼緊急避難場所の地図記号。JIS 規格（JIS Z 8210 6.1.5 及び JIS Z 8210 6.1.4）を簡素化	国土地理院が定めた避難所の地図記号。JIS 規格（JIS Z 8210 6.1.5）を簡素化

### (3) 避難目標地点

避難目標地点は、避難者が避難対象地域の外へ避難する際に、津波の危険から命を守るために当面の避難目標とする地点である。

なお、避難時には、避難目標地点到達後も、その先にある津波避難場所や避難所を目指して、避難行動を継続しなければならない。

そのため町は、避難対象地域（標高 30m 以下の地域）の外縁と避難路・避難経路との交点を避難目標地点と設定し、避難標識等で「避難目標地点」を明示する。

具体的な避難目標地点としては、津波時に安全性が高い高台にあり、住民に馴染みの深い交差点や、その周辺で避難時における目標となる神社や公園等が考えられる。

(P5-7の「八丈島津波浸水ハザードマップ基本図」及びP16-21の避難ルートモデルでは、津波浸水想定区域を避難対象地域としているため、津波浸水想定区域との外縁を避難目標地点として図示している点に留意が必要である。)

### (4) 避難路・避難経路

避難路については、町は安全性や機能性が確保されている道路を指定する。また、避難経路については、町は安全性が高く、最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できる避難経路を想定し、避難経路として設定する。なお、避難経路等においては、安全性・機能性を考慮した住民避難のための道順として、各地域の避難ルートモデルを例示した。(P16~21 参照)。

なお、避難の方法については、原則として徒歩とし、自動車による避難は、次の理由により避けることが望ましい。

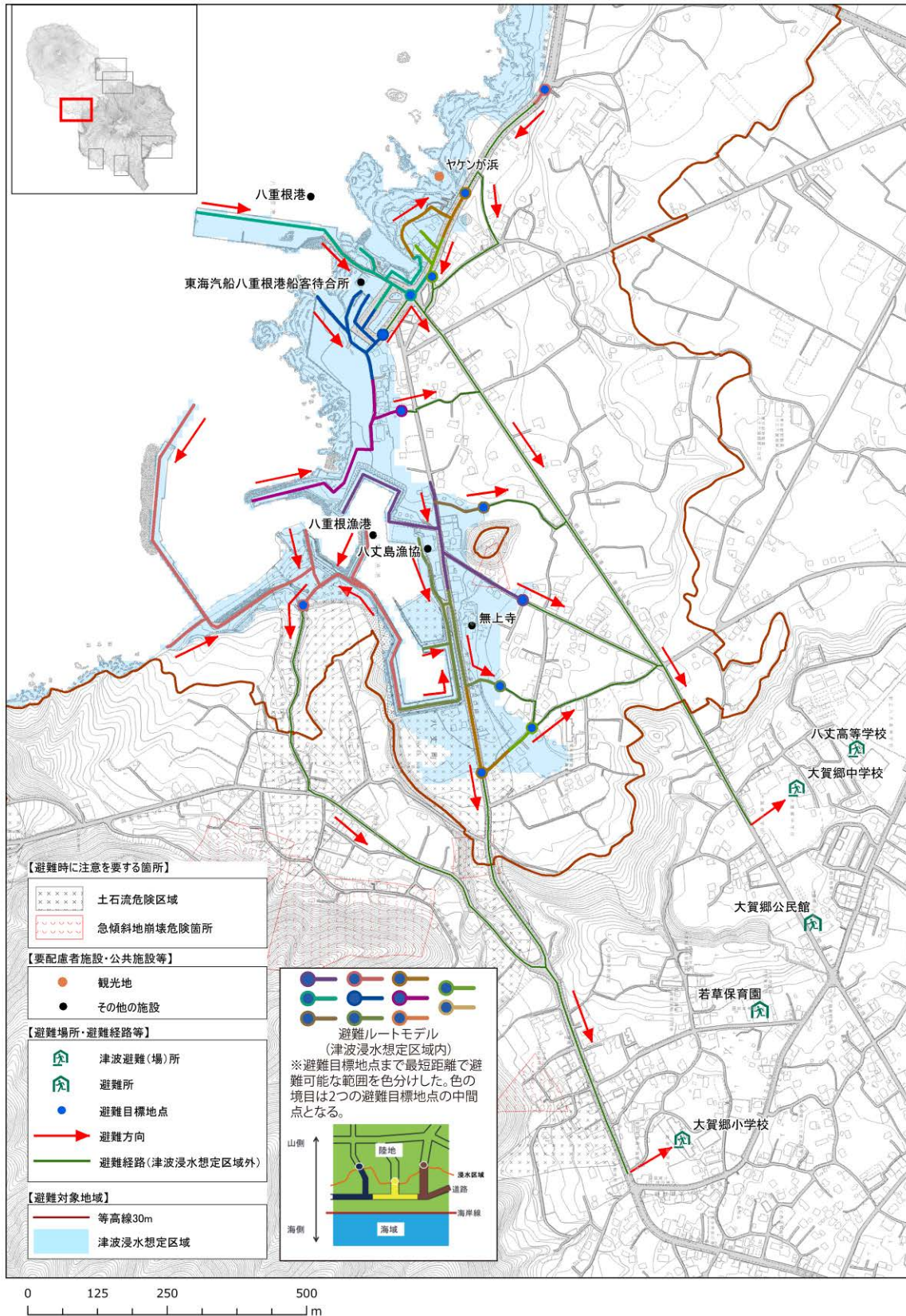
- ・ 倒壊物・落下物等による閉塞、揺れ・液状化による路面と橋梁の被害による通行不能
- ・ 渋滞の発生による逃げ遅れ
- ・ 徒歩による避難者を妨げ、交通事故の危険が高いこと

ただし、避難行動要支援者の徒歩による避難が困難な場合や、避難目標地点まで相当な距離があり、かつ、集落の人口が少なく自動車による混乱が発生しない場合等は、実情にあった方法を検討する。

- ・ 社会福祉施設等の入居者の救助時に使用する際は、自動車の台数、乗車人数、避難ルート、徒歩と自動車を組み合わせた避難方法等を設定する。
- ・ ルールを踏まえた避難訓練を定期的の実施する。

# 大賀郷地域の避難ルートモデル

1:6,000

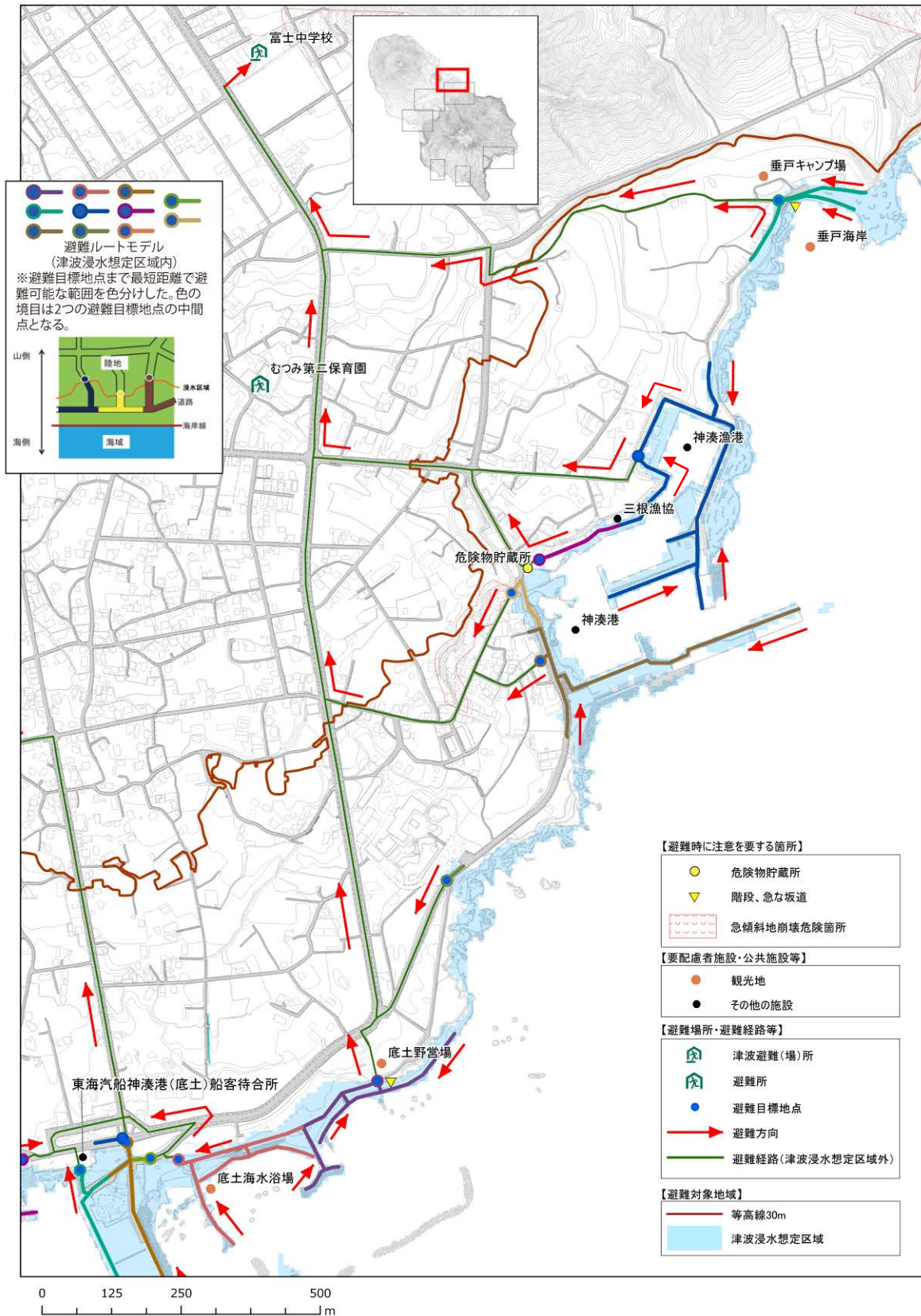


上記は、津波浸水想定区域から避難所である「大賀郷中学校」または「大賀郷小学校」までの避難ルートを例示している。



# 三根地域（神湊漁港周辺）の避難ルートモデル

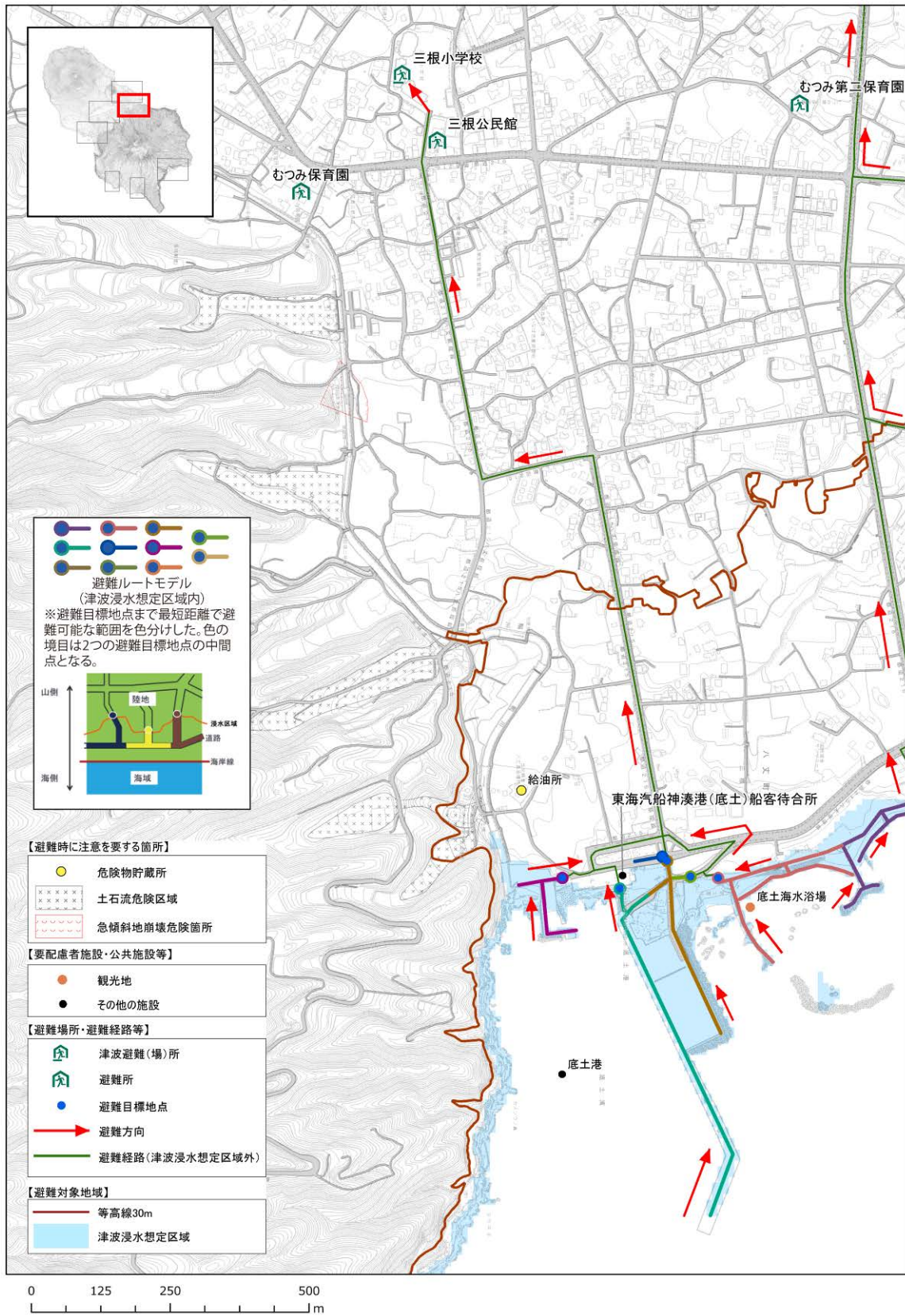
➤ 1:6,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「富士中学校」までの避難ルートを例示している。

# 三根地域（神湊港周辺）の避難ルートモデル

➤ z 1:6,000

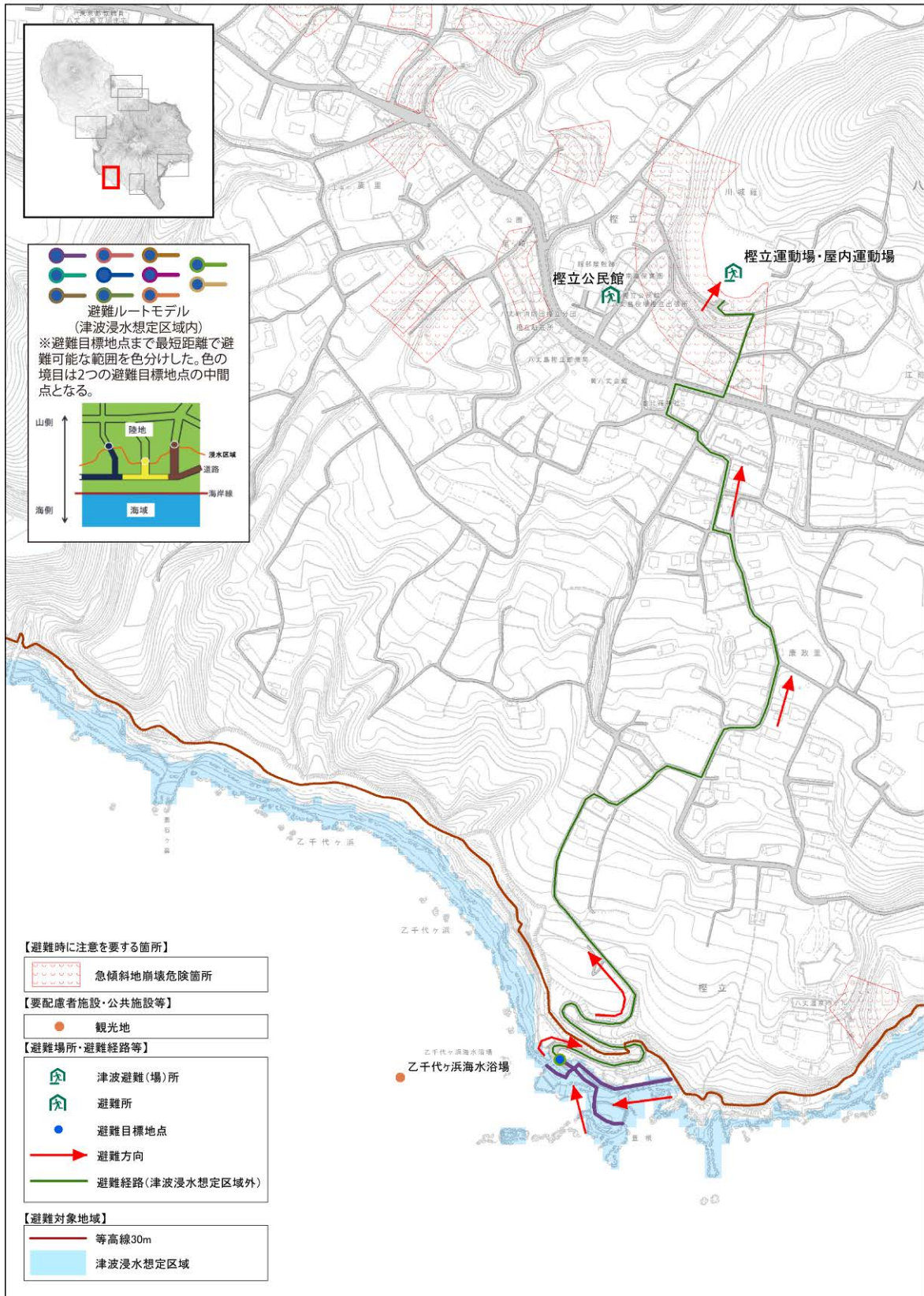


上記は、津波浸水想定区域から避難所である「三根小学校」までの避難ルートを例示している。



# 檜立地域の避難ルートモデル

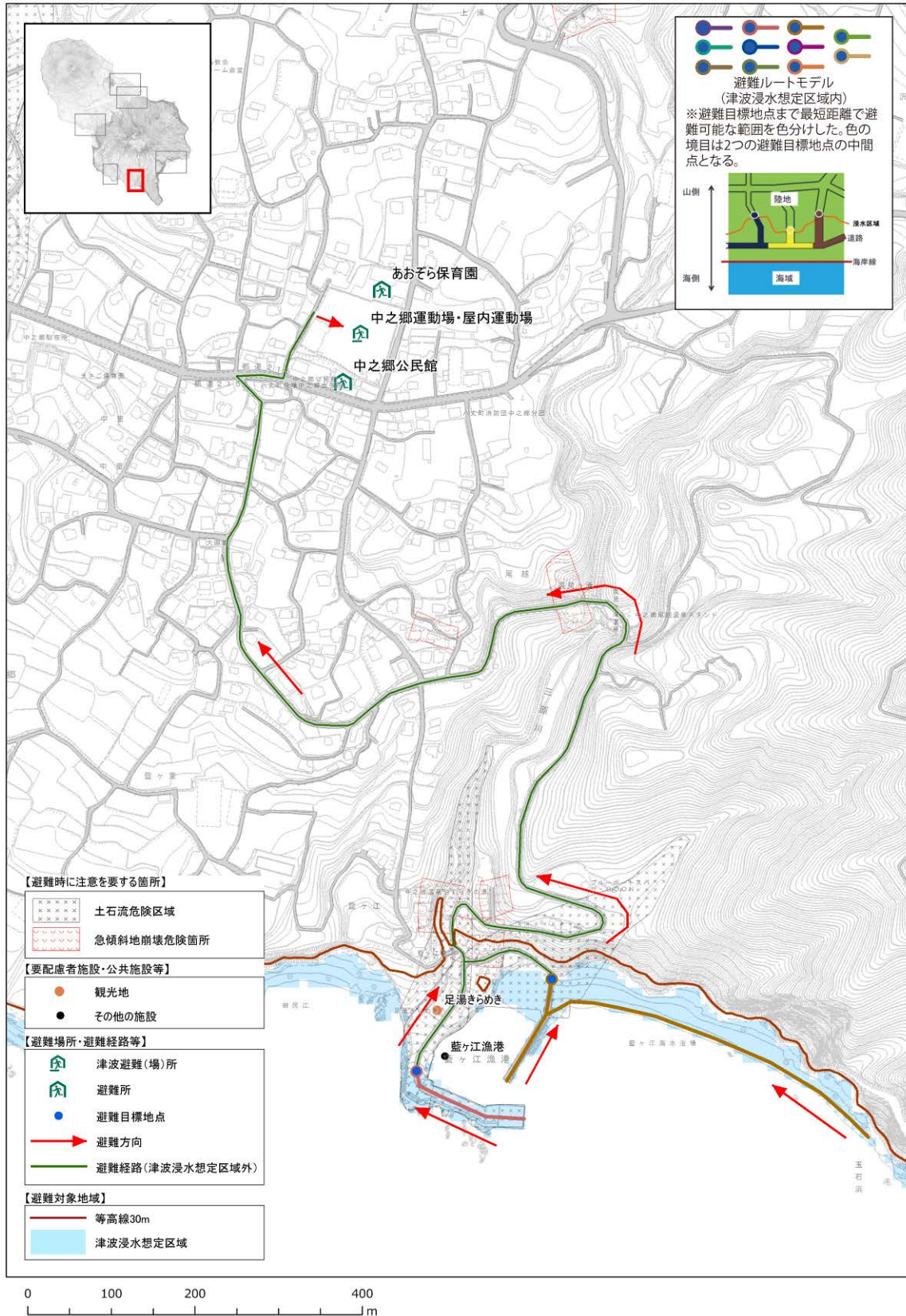
N 1:4,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「檜立運動場・屋内運動場」までの避難ルートを例示している。

# 中之郷地域の避難ルートモデル

N 1:4,000

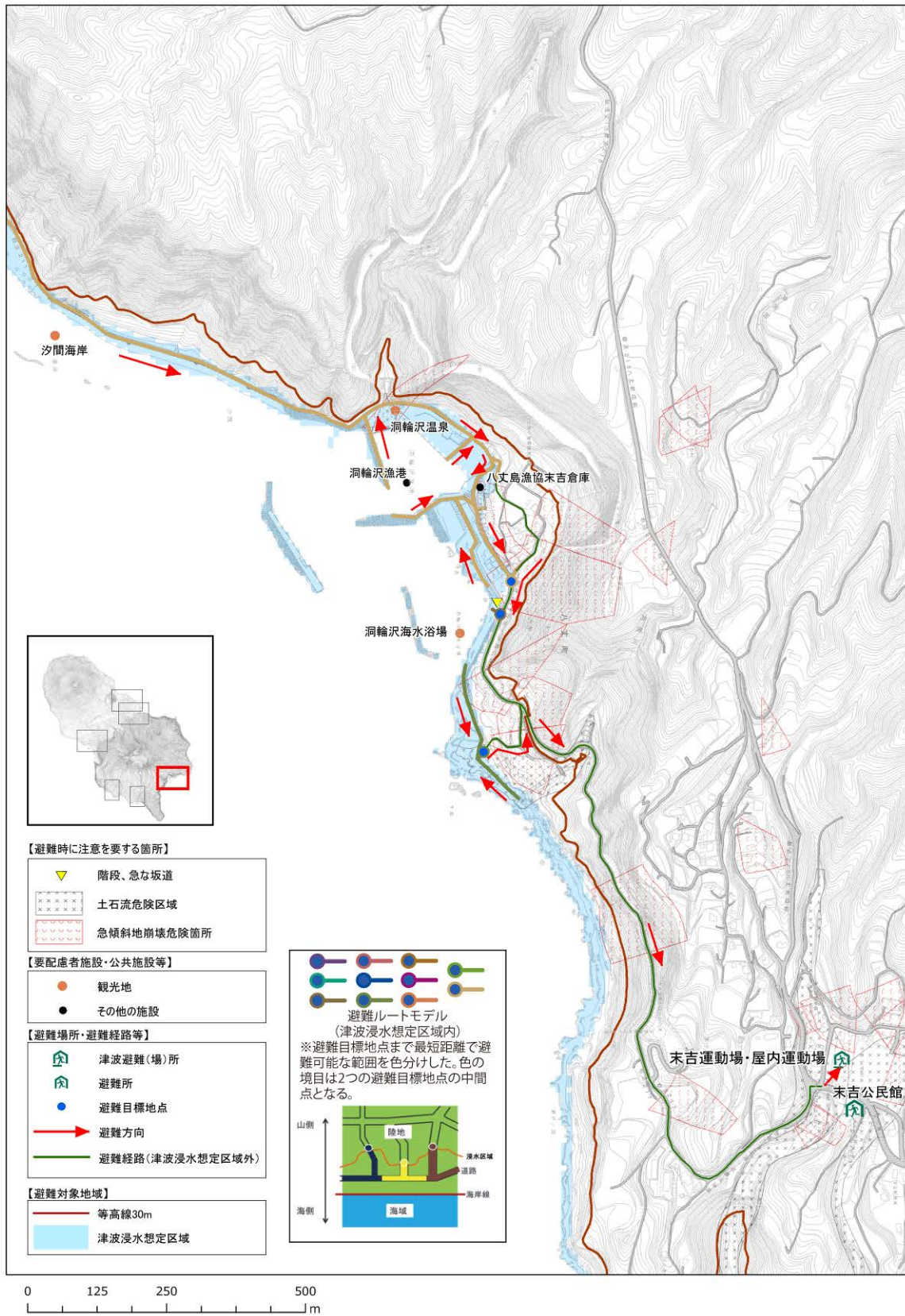


上記は、津波浸水想定区域から避難所である「中之郷運動場・屋内運動場」までの避難ルートを例示している。



# 末吉地域の避難ルートモデル

➤ 1:6,000



上記は、津波浸水想定区域から避難所である「末吉運動場・屋内運動場」までの避難ルートを例示している。

### (5) 避難誘導看板等の設置

避難路・避難経路を明確にするために、避難誘導看板等を計画的に表示、設置し迅速な避難行動ができるようにする。(警告・学習標識、避難喚起標識、誘導標識、避難場所示看板など)

#### 【設置の例】



海拔表示看板



津波注意看板



海拔 30m 地点の案内標石



観光案内マップ看板 (海拔表示)

## Ⅱ－5. 津波災害対応に関する町職員の配備体制

---

### (1) 災害時の初動体制

町は、津波注意報や大津波警報・津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

参集連絡手段について、携帯電話、メール配信等による伝達手段の多重化を図るとともに、夜間及び休日に津波警報等の発令があった場合には、町職員は、配備態勢の基準に従い、町役場へ自主参集する。

#### 【配備態勢の基準、動員】

(地域防災計画、震災対策編第2部6章 第5節【応急対策】第1－3「八丈町非常配備態勢等」P110に準ずる。)

#### 【情報連絡体制】

(地域防災計画、震災対策編第2部7章 第5節【応急対策】第1「活動方針」P127に準ずる。)

### (2) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により、本町の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき町長が設置する組織である。



## Ⅱ－6. 津波に関する情報の収集・伝達

---

地震が発生した場合には、地震の大きさに関わらず、町は、直ちに気象庁や放送関係機関等から発信される津波に関する情報を収集し、迅速に町民等に伝達する。

### (1) 津波情報の収集

#### (7) 気象庁発表の津波情報

町は、気象庁から発表された大津波警報・津波警報等、津波情報について、FAX等により確認する。FAX等の受信に気づかないことが無いよう、防災担当者から町長への報告が速やかに行えるような受信手段、受信経路等を定める。なお、大津波警報・津波警報が発表された場合、迅速に避難指示の発令を行う。以下に気象庁が発表する津波情報を示す。

#### ①大津波警報、津波警報、注意報

(地域防災計画、震災対策編第4部第3章第2節災害応急対策第1「1 大津波警報・津波警報・津波注意報」P263 に準ずる。)

#### ②津波情報

(地域防災計画、震災対策編第4部第3章第2節災害応急対策第1「2 津波情報」P264 に準ずる。)

#### ③津波予報

(地域防災計画、震災対策編第4部第3章第2節災害応急対策第1「3 津波予報」P266 に準ずる。)

#### (4) 津波の実況等の情報収集

町は、大津波警報・津波警報等が発表された場合や、強い地震の揺れを感じた場合等には、国、都等による監視用カメラや津波観測機器による観測情報、高台等の安全な場所から目視での海面監視を行い、迅速に津波の状況や被害の様相を把握する。

## **(2) 町民への津波に関する情報の伝達**

町が気象台等より津波警報等の情報を収集した場合、及び気象台等からの情報内容に鑑みて避難指示等を発令する場合には、防災行政無線による無線通信により、以下の発信内容により町民へ速やかに津波に関する情報を伝達する。

(地域防災計画、震災対策編第4部第3章第2節災害応急対策第1「4 津波警報・注意報の予報文及び標識」P266に準ずる。)

### **【夜間、休日等における情報伝達】**

町は、夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達が実施できるように、町の体制を具体的、詳細に地域防災計画等に記載するとともに、情報の伝達先についても具体的に氏名、役職等を把握する。さらに、町の担当者の被災・不在の場合に備えて、津波警報等を自動放送とするか、又は情報発信の担当者を複数とする。併せて、情報の伝達先の担当者も複数把握するとともに、施設等での不在時に備えて携帯電話の電話番号を把握する。

(地域防災計画、震災対策編第2部6章 第5節【応急対策】第1「初動態勢」(6)初動対応の流れP108に準ずる。)

### **【伝達手段の多様化】**

町は防災行政無線のみの情報伝達に頼ることなく、緊急速報メール、アマチュア無線、携帯メール等の既存の伝達媒体等を用いることにより、伝達手段の多様化を確保していく。併せて、観光客、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対しては、防災行政無線のみならず各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立する。

## Ⅱ－7. 津波に関する避難指示等の発令

---

町は町民等の安全かつ迅速な避難誘導を行うため、避難指示等に関する発令基準を定める。(地域防災計画、震災対策編第4部第3章第2節災害応急対策第2「1 避難の勧告・指示」P270に準ずる。)

早めの避難準備や避難の開始を促すため、避難指示は迅速に多様な方法で、繰り返し発信しなければならない。なお、避難指示等の伝達方法については、「Ⅱ-6. 津波に関する情報の収集・伝達」で定める方法を用いる。

なお、遠地津波発生時は、発表された津波警報・津波注意報の区分に応じ、上記に準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合には、それを参考に確実な避難に結びつくよう、町は避難指示の発令時期を考慮する。

また、町長の不在時においては、副町長が職務を代理し、避難指示を行う。さらに、町長と副町長が双方不在の場合に備えて、複数の職務代理者を設定する。

## Ⅱ－8. 津波避難誘導

---

### (1) 避難誘導

- 町は、津波警報等の情報収集に努め、地域に応じて、適切な措置をとる。
- 避難指示を出した場合、町は、警察署、消防本部等の協力を得て可能な限り地域又は自主防災組織、自治会などの住民組織単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、町は避難所に職員を派遣するか又は避難所の管理責任者と連絡を密にして、常に情報を共有する。
- 町は、避難経路について事前に検討し、避難目標地点等に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 町は、高齢者や障害者等の要配慮者について、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、自主防災組織、消防団、住民等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

### (2) 住民等の津波避難に関する留意点

- 津波による人的被害をできるだけ軽減するには、「津波から逃げる事」が基本であることから、以下の事項について、町は住民に周知・啓発を図る。
  - ・強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは津波の発生を考え、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
  - ・大津波警報・津波警報を見聞きしたら、速やかに避難する。
  - ・海浜、港湾、漁港など海岸保全施設等より海側にいる人は、津波注意報でも海岸付近から避難する。
  - ・避難に当たっては徒歩によることを原則とする。
  - ・他の地域住民等の避難を促すため、すべての人が自ら率先して避難行動をとる。
  - ・高齢者や障害者の避難を支援するとともに、まだ避難していない人や避難所がわからない人に声をかける。
  - ・津波警報が解除されるなど、安全が確認されるまでは避難所にとどまる。

## II-9. 避難誘導等に従事する者の避難対策

### (1) 避難誘導等に従事する者の安全の確保

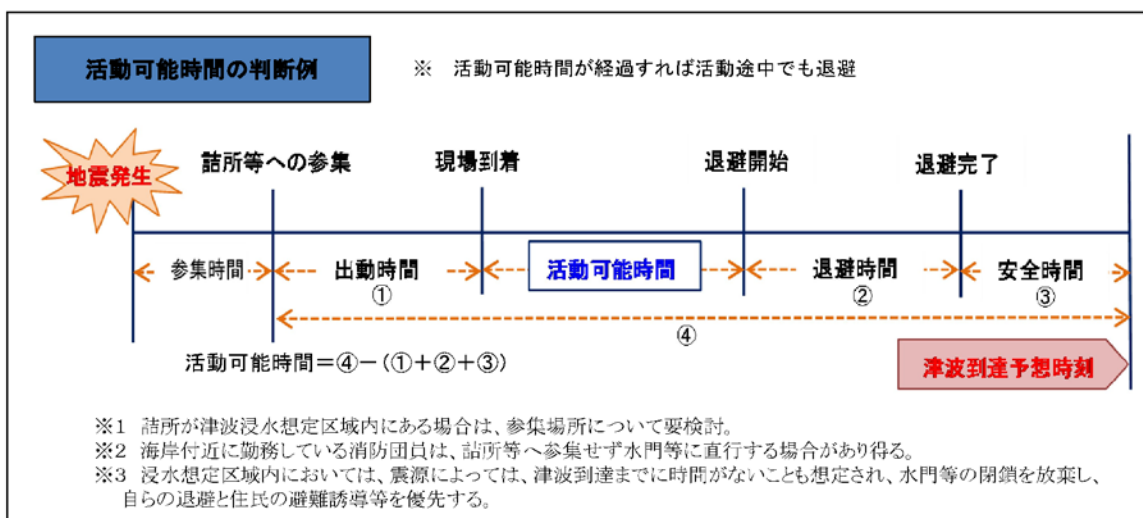
避難誘導等に従事する者（①避難広報や避難誘導等を行う職員、②消防団員、③避難行動要支援者の避難支援等関係者等）が津波浸水想定区域内の現場で活動するため、町は、退避ルール等について地域での相互理解を深めることや、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める。

また、避難誘導等に従事する者が自らの命を守ることは、最も基本であり、避難誘導等を行う前提として、町は、これらの計画・マニュアル等について、住民や職員、消防団員に周知を徹底する。

なお、退避ルールや情報伝達手段については、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮し、以下のとおりとする。

### (7) 退避ルール

- 津波浸水想定区域内で活動を行っている町の職員や消防団員等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。活動する場合には、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。
- 町の災害対策本部、消防団本部や団長等は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。
- 町の災害対策本部、消防団本部や団長等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。



出典：「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」消防庁（平成25年3月）

#### **(1) 情報伝達手段**

○退避命令を消防団員等に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段について、内規等であらかじめ定めておき、団員及び地域住民にも周知しておく。

#### **(2) 防災施設の安全対策の検討**

災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される役場、消防本部や消防団詰所などの防災施設の地震に対する安全性の点検、安全対策を実施する。



## II-10. 津波防災教育と啓発

町は、津波発生時に住民の円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施する。

### (1) 津波に対する心得

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに、自らできる限り迅速に高い場所への避難を開始するなど、率先した避難行動を徹底することである。

そこで町は、以下の住民等の津波避難における「津波に対する心得」を絶えず住民等の心に留めておくために、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する教育・啓発を実施する。

#### 【津波に対する心得】

- ①強い地震（震度4以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたら直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- ④津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わず、高所に退避する。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。

なお、消防団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保に当たっては、住民と一緒に率先避難できるよう、町は退避ルールを定め、住民へ周知を図る（「II-9. 避難誘導等に従事する者の避難対策」P27参照）。

### (2) 津波防災教育・啓発の手段・内容

津波防災教育・啓発に当たって、町は、次の手段、内容を組み合わせながら、町の実情に応じて実施する。

#### 【津波防災教育・啓発の手段】

①マスメディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞等
②刷物、インターネット等	パンフレット、広報誌、DVD、ホームページ、防災マップ等
③モニュメント等	避難場所等を示す標識、海拔30mの標識等
④学習、体験	勉強会の開催、避難訓練等

#### 【津波防災教育・啓発の内容】

①過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
②津波の発生メカニズム	津波の発生メカニズム、速さ、高さ等の基礎知識
③津波浸水ハザードマップ	津波浸水想定区域、避難場所等を表す地図の内容及び読み方

④津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報・情報の伝達、避難指示、避難場所、避難経路等
⑤日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地（家庭・学校、事業所等）ごとの避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等
⑥大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

### (3) 津波防災教育・啓発の場と人材育成

町は、家庭、学校、保育園、地域社会（自主防災組織、自治会などの住民組織、消防団、婦人会等）、社会福祉施設、事業所等において、津波防災教育を実施する。

#### (7) 学校における津波防災教育

保育園・学校等において、園児・児童・生徒の発達段階に応じた体験学習等を実施し、津波の知識の習得を図る。

#### (イ) 地域における津波防災教育

地域社会や事業所において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が、災害の脅威や被災地の教訓等を語り継ぐ機会を設けて行うことが大切である。町は、こうした人材の育成を図るため、消防・防災行政や消防団の経験者、防災ボランティア、社会福祉施設、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる防災リーダーを養成し、自主防災組織の育成を図っていく。

## II-11. 津波避難訓練

町は、地域の実情に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討して、可能な限り多くの訓練を実施する。

### (1) 津波避難訓練の実施体制

総合的な津波避難訓練においては、町、自主防災組織や町内会・自治会などの住民組織、消防団、学校等に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

必要な場合には、都、海上保安庁、警察署、消防本部、消防団等に協力を要請する。

### (2) 参加者

高齢者から子供までの住民のみならず、観光客、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者、工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

### (3) 津波避難訓練の実施時期

地震及び津波はいつ発生するか予測がつかないため、昼・夜間、曜日や異なる季節等を設定し、どのような状況においても円滑な避難が可能となるような避難体制を確立する。

### (4) 津波避難訓練の内容

最大クラスの津波浸水シミュレーションの結果から、津波被害が発生する地震を想定し、震源、揺れの強さ、揺れによる被害、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を設定し、想定津波の発生から収束までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

#### 【訓練の内容】

訓練項目	内容
大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報等の収集、伝達	<ul style="list-style-type: none"><li>・初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認</li><li>・機器の操作方法の習熟</li><li>・防災行政無線の可聴範囲の確認</li><li>・住民等への広報文案（平易でわかりやすい表現か）等の検証</li></ul>
津波避難訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・津波避難計画において設定した避難経路等を実際に避難し、ルートや避難標識、あるいは危険箇所等の把握、避難完了までの時間の計測等を実施</li><li>・民有地を通っての避難が必要な場合があるため、所有者等と事前に調整</li><li>・夜間訓練等により街灯を確認</li><li>・避難誘導者の安全確保に留意</li><li>・町全域や地区ごと、社会福祉施設や学校等の施設ごと、規模に応じた訓練内容を検討（避難行動要支援者、観光客、児童生徒、園児等に対する避難誘導訓練）</li></ul>

#### **(5) 訓練結果の検証**

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い、避難ルートの確認を実施したり、情報機器や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能かを検証するため、継続的な避難訓練を実施していく。

訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、本計画に反映させる（PDCAサイクル）。

## II-12. 要配慮者・避難行動要支援者の避難対策

町は、避難対象地域の避難行動要支援者の避難体制を確保するために、各施設の管理者等が実施する津波避難計画の策定や避難対策を支援する。

### (1) 要配慮者・避難行動要支援者の支援（全般事項）

津波避難においては、高齢者や障害者などだけではなく、健常者であっても要配慮者となる場合がある。例えば、観光客、外国人、地域外からの就労者等は、地理不案内なための確な避難ができないことが想定されるため、特に情報面における避難対策に配慮する必要がある。

#### 【要配慮者・避難行動要支援者】

	町の定義	(参考) 災害対策基本法による定義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定。	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。町が定める要件による避難行動要支援者名簿の登載対象者。	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

### ①情報伝達

町は、津波の発生時においては、緊急かつ着実に避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等により、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、避難行動要支援者の障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

また、町は、防災行政無線等の音声伝達に当たっては、情報の伝わりにくい視覚障害者や外国人等に対して、施設管理者、自主防災組織、民生委員、消防団及び近隣者等（以下、「避難支援等関係者」という。）と協力して情報伝達を行う。

### ②避難行動支援

町は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」内閣府（平成25年8月）に基づいて、当該地域の災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、避難支援プラン（全体計画、避難行動要支援者名簿、個別計画）を作成する。町は、避難行動要支援者の避難について、避難支援プランを踏まえ、日頃から避難支援等関係者との連携を図り、情報共有・避難誘導・救助等において組織的な支援体制を整備する。

また、避難行動要支援者の状況は常に変化するから、町は避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ必要がある。(平成 24 年度に避難行動要支援者名簿を作成済み)

#### 【避難支援プラン内容】

項目	内容
全体計画	地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を含め、避難行動要支援者名簿の掲載者の範囲、名簿情報の入手・取扱い、避難支援等関係者による支援体制等の各事項について策定するもの。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者の名前や住所・連絡先、障害・介護等の区分等が掲載され、災害時に町と避難支援等関係者が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの。
個別計画	個々の要支援者ごとに避難支援等関係者との関連づけ等を明らかにした具体的な避難方法等についての個別計画で、災害時に避難支援等関係者が避難支援等を行う際に活用するもの。

#### ③避難誘導のための環境整備

町は、要配慮者の安全な避難のために、避難路、避難経路、避難目標地点、避難場所、避難所等に対して、避難誘導看板や夜間避難に備えた街路灯等を設置して環境整備に努める。また、外国人の観光客に配慮し、英語等の表記にも努める。

#### ④避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する必要がある。(「Ⅱ-9. 避難誘導等に従事する者の避難対策」P27 参照)

## (2) 施設管理者における避難対策

避難対象地域内にある社会福祉施設などの施設管理者は、津波避難計画を策定し、防災計画として町へ提出する。

これらの施設管理者は、津波避難計画に基づき、施設利用者の心身上の特徴を考慮しながら、迅速かつ適切な避難誘導を行う。施設利用者の安全確保に当たっては、消防団、自主防災組織等と連携した避難誘導の体制を検討する。津波到達予想時間まで短い場合や避難開始までに時間がかかる場合、建物の構造や予想される津波浸水深によっては、上層階に避難（垂直避難）した方が安全を確保できる可能性が高い場合がある。

町は、これらの施設管理者の津波避難計画作成や避難対策を支援する。

### 【施設管理者が検討すべき内容】

①体制の確立	町職員、警察、消防、自主防災組織等と連携した避難誘導體制を検討する。
②初動対応	津波警報等発令時の対応を検討する。
③避難誘導	避難場所を設定する。避難誘導に関して、職員や利用者自身でできること・できないことを整理し、施設職員でできないことは、町や防災関係機関、近隣住民に協力を依頼する。（特に夜間の対応など検討）
④避難方法	自動車を使った避難や2階以上への垂直避難も検討する。
⑤避難生活	二次避難所としての活用も検討する。

## (3) 在宅の避難行動要支援者における避難対策

上記避難支援プラン（個別計画）に基づき、地域の自主防災組織や消防団等の避難支援等関係者が中心となって、避難行動要支援者の避難支援を行う。そのために、地域における避難計画において、避難行動要支援者名簿に対応した地域の避難支援等関係者の体制や避難時のルールを決めておく。

(例)・避難行動要支援者1人に対して、近所に在住する2人以上の避難支援等関係者で対応  
・避難行動要支援者は、家族等の支援により自主避難を行った場合は、あらかじめ決められた避難支援等関係者の到着を待たずに自主避難し、避難したことを示すサインを玄関に表示

## Ⅱ－13. 観光客等の避難対策

観光客や海水浴客、外国人等は、地理不案内であるための確な避難ができないことが想定される。町及び観光・宿泊施設等の管理者は、以下の対策を行う。

### (1) 情報伝達

- 町は、観光・宿泊施設等の管理者に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置の検討や施設管理者の携帯メール等の把握により、情報伝達手段を確保する。なお、外国からの観光客等に対して確実に情報伝達ができるように配慮する。
- 観光・宿泊施設等の管理者は、施設内にいる者への情報伝達マニュアルを作成し、いつ、誰が、何を、どのように伝達するかについて、利用客・従業員に対する伝達文や館内放送等の伝達手段等を定めておく。
- 避難場所への避難が間に合わない場合には、垂直避難や耐震構造のコンクリート建物に避難誘導した方が安全である場合もある。
- 町は、海水浴場の監視所や海の家等にラジオ・戸別受信機等の情報収集機器や拡声器・放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、屋外にいる者に対して情報を伝達するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成する。なお、サイレンなどの音声は風等の影響で届きにくい場合があることから、旗などの視覚的な手段も整備することが望ましい。

### (2) 避難対策

- 海岸沿いの観光施設、宿泊施設等にあつては、原則として施設の管理者等が観光客等を避難場所へ誘導する責任がある。これらの施設管理者は、町が定める津波避難計画や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する。町では、各施設管理者に対して、避難計画策定のための支援を行う。

### (3) 普及啓発

- 津波注意報の場合、津波の高いところで1 m程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要である。そのため、町と観光・宿泊施設等の管理者は連携して、これらの観光客等に対して、大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯や救命胴衣の着用等と呼び掛ける。



#### (4) 看板・誘導標識の設置

○町は、地理不案内で津波の認識が低い観光客等に対して、①海拔②津波浸水想定区域③具体的な津波到達予想時間④津波の高さの表示⑤避難方向（誘導）⑥避難場所等を示した看板等を設置する。



海拔表示看板



津波避難マップ看板

#### (5) 津波啓発、避難訓練の実施

○町では、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難路や避難場所等を掲載した啓発用のチラシを作成し、船の乗船時や飛行機の搭乗時において配布したり、釣具店、海の家、海水浴場の駐車場等に設置することにより、観光客等への津波啓発を進める。

また、津波の啓発のため、包装紙や紙袋等へ印刷するといった工夫、ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係業者等を含めた取組を行う。

○町では、避難訓練にあたっては観光客等の参加もできるように、海水浴シーズン、観光シーズン中の訓練実施を検討する。

#### (6) 食料、生活必需品等の備蓄

○町や観光・宿泊施設等は、観光客等に配慮した備蓄物資の確保に努める。

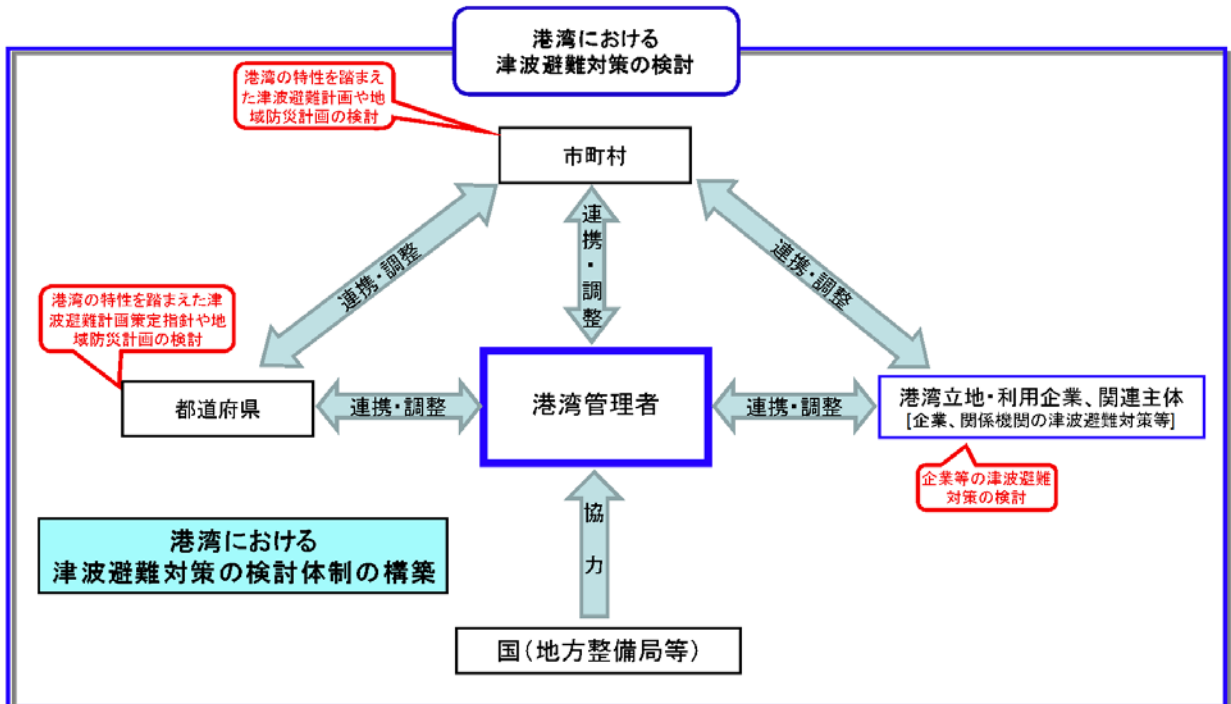
## II-14. 港湾管理者等の避難対策

町は、避難対象地域内の港湾管理者や運航事業者等と連携し、それぞれの津波避難対策と町の津波避難計画が整合するよう十分な調整を図る。

港湾地域等周辺は、津波の到達が早く、被害が特に大きくなると予想される地域であることから、町は港湾管理者等と連携して、港湾地域等に従事する事業者等が、避難対策を策定する際に以下の事項に留意するように働き掛ける。(港湾における津波避難対策の詳細は、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」国土交通省（平成 25 年 9 月）を参照、漁港における津波避難対策の詳細は、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」水産庁（平成 24 年 3 月）を参照)

- ・施設責任者は、あらかじめ各事業所等でとりまとめた避難対策により、従業者等の避難を実施する。
- ・津波警報等が発表された場合には、観光客等の海岸施設利用者を直ちに津波避難場所等の安全な場所に避難させる。

### <津波避難対策の検討体制>



出典：「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」国土交通省（平成 25 年 9 月）

## Ⅱ－15. 事業所に対する避難対策

---

町は、事業所の管理者における従業員・顧客等への津波避難計画の作成や津波避難対策実施を支援する。各事業所では、以下の点を踏まえて計画を策定し、津波避難対策を行う。

### (1) 各施設等が実施すべき事項に関する計画

#### (ア) 組織の確立

津波警報等が発せられた時に迅速・的確な防災措置を行うための組織の編成及び活動体制

#### (イ) 情報の収集伝達等

テレビ・ラジオ等による情報の把握、利用者・顧客・従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達及び顧客・従業員等に対する安全の確保

#### (ウ) 避難誘導

避難対象地域（津波浸水想定区域）、避難場所等の周知及び避難誘導方法、利用者に避難行動要支援者がいる場合の避難誘導方法

#### (エ) 出火防止及び初期消火

火気使用設備器具の使用制限、危険物・薬品等の安全措置、消防用設備等の点検、初期消火態勢の確保

#### (オ) 危険防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

#### (カ) 応急救護

避難時における負傷、その他の事態に備えた応急救護措置等

### (2) 防災訓練に関する計画

津波警報等が発せられた時の対策実施等を想定した訓練計画

### (3) 教育及び広報に関する計画

従業員・利用者等に対し実施する教育及び広報計画

---

---

## Ⅲ 地域ごとの津波避難計画の策定マニュアル(案)

---

---

### Ⅲ－１．地域ごとの津波避難計画とは

---

本計画では津波避難に関する町としての基本的な考え方を示しているが、町民がより円滑な避難行動を行うためには、地域ごとの津波避難計画を策定する必要がある。

津波浸水予測に基づく危険区域の状況、避難路・避難経路上の障害物や高台などの避難先の有無、避難距離の長さなど、津波からどのように避難するかは地域の状況によって大きく変わる。

したがって、町は、地域の情報を最もよく知っている地域住民の参画を得て検討会を開催することなどにより、地域住民の手で地域の実情に合わせた「地域ごとの津波避難計画」を作ることによって、より実効性の高い津波避難計画にすることができる。

## Ⅲ－２．地域ごとの検討会の概要(例)

地域ごとの検討会を開催する目的としては、津波災害が起きた時に、住民等が安全に避難するための津波避難計画の策定に当たって、それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域住民自身が計画づくりに参加することである。また、住民が津波避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、自主防災組織リーダーとして、自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つである。

検討会では、グループごとに大きな地図をひろげて作業や議論、発表を行い、津波避難行動について、参加者が一体となって共に考える。

### (1) 検討会の参加者

地域住民、地域にある施設（学校、要配慮者施設、事業所等）の代表者、町の防災担当者、消防団員、学識経験者等

### (2) 検討会の役割分担

#### 1) 町民等

- ・ 検討会の運営
- ・ 地域住民に対する検討会参加の呼びかけ
- ・ 地域ごとの津波避難計画の策定
- ・ 地域ごとの津波避難計画の地域住民への周知

#### 2) 町の防災担当者

- ・ 検討会の運営支援
- ・ 地域住民に対する検討会参加の呼びかけ
- ・ 検討会で必要な資料、用品等の準備
- ・ 地域ごとの津波避難計画の策定支援
- ・ 地域ごとの津波避難計画の地域住民への周知
- ・ 検討会において町民等から提案された防災対策への支援

**【必要な資料、用品等】 (例)** 以下をグループごとに1セットずつ用意する。

道 具	用途等
白地図（地形図や住宅地図の切り貼りで の作成も可）	浸水想定区域を記入する場合もある。
津波浸水ハザードマップ等	浸水想定区域等の確認をする。
ビニールシート、マジック、付箋、シール（3色以上）	ビニールシートは、地図の上に被せて、油性マジックで情報を書き込んだり、付箋やシール等を貼る。
模造紙、付箋紙大小、フェルトペン等	グループ内の検討結果を整理する。

### (3) 津波避難計画の作成

参加者はグループごとに地域の地図を広げ、マジックで色を塗ったり、シールを貼ったりして地域の特徴を再認識する。また、地域の危険な箇所はどこか、津波が来ると知ったらどうするかなどを議論しながら、意識を高める。

以下に、地域ごとの津波避難計画策定作業の主な流れを記す。

#### ①津波の危険性を知る

オリエンテーションを兼ねて、自己紹介、リーダー、書記といった参加者の役割を決め、地域ごとの津波避難計画作成の目的、津波災害に関する基礎知識を共有する。



#### ②自分たちの地域を知る

自分が住む地域の地形特性や自然条件、道路状況、地域の人口などを整理し、津波避難を考えるための地域の基本情報を把握する。



#### ③避難方法を考える

いつ、どのように、どこを通過して、どこに避難したらよいかを自分達で考え、ハザードマップや避難計画として整理する。



#### ④考えたことを確認する

現地確認や防災訓練を通じて、自分たちが考えた避難計画を確認し、問題点や課題を洗い出して、計画の見直しにつなげていく。



#### ⑤地域への展開

作成した地域ごとの津波避難計画を地域住民の方々に広めていくとともに、避難計画見直しを繰り返し行うことで、災害対応力を高めていく。

### Ⅲ－3. 検討内容

---

#### (1) 津波の危険性を知る

- ①地域における津波避難対象地域の確認
- ②孤立する可能性のある地域内集落の確認
- ③津波災害の基礎知識の確認 など

<参考>

#### 1) 津波の特性

- ・町の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること。
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・第一波が最大とは限らないこと。
- ・第二波、第三波など後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が繰り返し襲ってくる可能性があること。
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性があること。

#### 2) 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・津波は大きな不確実性を伴う自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・海岸保全施設等整備後であっても、実際の津波高が計画津波高を上回る可能性があること。
- ・地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること。
- ・近地津波の発生では、極めて短時間で津波が到達し、避難対象地域にいる町民等への津波警報、避難指示等の伝達が津波の到達までに間に合わない可能性があること。
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- ・津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること。

#### (2) 自分たちの地域を知る

海岸線、山地、低地、川などの地形・自然条件や、主要道路や避難場所などを地図上に着色し、地域の構造を把握する。

次に、津波浸水区域などの災害情報や、道路が狭い区間やブロック塀の倒壊で避難時に障害になりそうな箇所、避難時に注意すべきことを地図上に着色したり、付箋にメモして貼り付けたりして、自分たちの知識や知恵を共有化する。

また、以下に該当する方々の居住地やよく集まる場所などを地図上にマーキングし、避難時に配慮を要する方々への支援方法等を考える基礎資料とする。

- ・要配慮者  
高齢者、障害者手帳所持者、介護保険認定者、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者、乳幼児・児童、日本語が不自由な外国人などの自力避難が難しい方々
- ・要配慮者支援のノウハウを持つ方々  
自治体職員 0B、警察・消防団 0B、福祉関係者、民生・児童委員、自主防災組織または、自治会などの住民組織の役員等



検討会の様子（イメージ）

### （3）津波からの避難方法を考える

地域で起こり得る津波災害を想定するとともに、その時自分がどこで、何をしているかを想像し、どのように避難するかを考え、円滑に避難するために必要となることを参加者で話し合う。

いつ、どのように、どこを通過して、どこに避難したらよいかなど次の項目等について自分達で考え、防災マップや津波避難計画として整理する。

#### 1) 避難の開始時期

津波からの避難は、津波が見える前に開始し、完了しなければならない。津波に巻き込まれると、負傷で助かるよりも、死亡するケースが多くなっている。東日本大震災でも、負傷者は約 6,000 人である一方で、死亡・行方不明者約 18,500 人に達していた。

#### <参考>

- ・「強い地震（震度 4 以上）を感じたとき」又は「弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき」は、津波の発生を想起し、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所や海岸から遠く離れた場所に避難すること。
- ・地震による揺れを感じにくい場合には、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ・海浜、港湾、漁港など海岸保全施設等より海側にいる人は、津波注意報でも海岸付近から避難する必要があること。
- ・町民等が早い段階から避難を開始することにより、人的被害の軽減のほか、消防団員や警察官等の避難誘導・支援者等の負担軽減にもつながることから、津波の到達に余裕があっても早めに避難行動を開始すること。



## 2) 情報伝達の体制と避難時の支援

自主防災組織、町内会・自治会などの住民組織に決めておくのが適当である。この際、要配慮者に対しては、わかりやすい情報伝達の方法を心がけるとともに、避難時の支援方法を考えておくことが望ましい。

### <参考>

#### ・高齢者の支援

できるだけ複数の人で対応し、急を要するときは、おんぶや担架で安全な場所に移動する。

#### ・目が不自由な方の支援

声をかけ、杖を持った手と反対の手の肘あたりにゆっくりと触れて、誘導する。

#### ・耳が不自由な方の支援

筆談で、要点を絞って伝える(筆記用具がない場合は、手のひらに指先で字を書いても良い)。

話をするときは、顔をまっすぐ向けて、口を大きく動かしゆっくりと話すこと伝わりやすい。

#### ・肢体が不自由な方の支援

一人で援助が困難な場合は、近くの人に協力を求める。車いすは、坂を上がるときは前向き、下がる時は後ろ向きで、階段は3～4人で援助する。

#### ・外国人の支援

身振り、手振りで状況を伝える。また、一緒に行動することで不安を和らげることができる。

## 3) 避難先

### (ア) 避難目標地点

・本計画に示す避難目標地点について、地域としての妥当性などを確認する。

その他に適当な避難目標地点があるかなどについて検討を加える。その際、次の点に留意する。

①袋小路になっている箇所は避けること。

②階段等や避難路・避難経路がない急傾斜地、崖地付近は避けること。

・同じ地区でも、避難先が分かれる場合もあり得る。その場合の対応について話し合う。

・避難開始の時期、津波到達予想時刻によって、選択肢が増える。可能な限り最も安全と思える場所に行くべきである。

### (イ) 避難場所・避難所

・町が地域防災計画等で示している避難場所・避難所について確認する。

## 4) 避難路・避難経路

設定した避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路を設定する。

その際、次の点に留意する。

①幅員はできるだけ広く、かつ迂回路等が確保されている道路を選定すること。

②海岸沿い、河川の河口沿いの道路はできる限り避けること。

③津波の進行方向と同方向へ避難する道路を選定すること。

## 5) 避難の際にとるべき対応（避難ルール）

- ・避難行動要支援者の避難支援など近隣の人々と協力して行う活動
- ・自動車運行の原則禁止（避難行動要支援者の避難のみに使用）
- ・避難場所での行動
- ・非常持出品の持出しなど

### <参考>

#### 避難方法を考える際の留意事項

##### ・徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷などによって渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

##### ・避難者が避難場所及び避難所を選択する場合の基本的な考え方

津波からの避難は、できるだけ津波浸水リスクの少ない高台や海岸から遠く離れた場所を目指すことを基本とする。

- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことにつながる。
- ・津波が河川を遡上すること。
- ・津波警報が解除されるなど、安全が確認されるまでは避難行動を続けることなど。



#### (4) 要配慮者・避難行動要支援者の避難問題を考える

- ・ 地域においては、在宅や社会福祉施設の入居者などの要配慮者・避難行動要支援者、観光・宿泊施設客、学校・保育所の生徒・児童など、避難において手助けが必要となる人々が多数存在する。そこで、近隣住民としてどのような支援ができるか考える必要がある。
- ・ 迅速な避難のために、施設管理者や入居者自身でできることと、外部からの支援が必要なことを整理する。夜間においては、施設の職員だけでは、入居者の避難が困難であるため、地域でどのような支援ができるか考える。
- ・ 地域ごとの避難計画と同時並行で、社会福祉施設において、避難計画の作成を検討する。  
(自動車を使った避難、2階以上への垂直避難、被害を免れた社会福祉施設を二次避難所として活用等)
- ・ 在宅の要配慮者・避難行動要支援者について、地域でどのような支援ができるか考える。  
(近隣住民間で避難時に自分達が支援する要配慮者・避難行動要支援者を決めておく。避難中に困っている要配慮者と出会ったら、周囲の人と協力して避難を支援する等)

#### (5) 考えたことを確認する

- ・ 自分たちで作った避難計画を現地で確認し、円滑に避難するために必要なことを整理する。この時、「家庭で行えること」「地域で行えること」「行政が行うこと」に分けて考えることが大切である。
- ・ 避難迅速化重点地域に居住又は就労する避難者の対策を行う。
- ・ 高齢あるいは障害がある等の理由により時間的に安全に避難ができない人の避難支援要領を作成する。
- ・ 防災訓練を通じて、自分たちが考えた避難計画の問題や課題を洗い出して、避難計画の見直しにつなげることもある。

#### (6) 避難訓練による見直しと地域への展開

- ・ 所在地から避難目標地点まで何分かかるのか、避難経路は安全か、倒れやすいブロック塀などがいないか、車椅子や高齢者が徒歩で避難できるかなど、検討会の中で現地確認を行う。また、避難訓練を通して実際の時間を計測し、検討会で継続的に計画の検証を行い、不具合があれば見直しを図る(PDCAサイクル)。
- ・ また、検討会に参加できなかった住民の方々に説明するなどして、地域の防災コミュニティや防災ネットワークを広げ、次の検討会へとつなげていく。検討会を繰り返し実施することで、地域住民の災害に対する想像力が養われ、様々な状況に対応できる力を備えることができる。

### Ⅲ-4. 検討結果のまとめ

#### (1) 検討会の成果

##### 1) 成果は地域全体のもの

検討会で作り上げた地域の津波避難計画は、住民の声を反映した生きた計画であり、この成果は、検討会の参加者だけのものではなく、地域住民等全員のものである。

この成果を活かしていくために、町や検討会の参加者が中心となって地域住民に津波避難計画を周知し、地域住民全てが津波避難を考えることが重要である。

##### 2) 住民と行政の協働による津波避難対策

津波避難対策を考えていくと、避難路・避難経路や案内標識の整備といったハード面での対策だけでなく、個人の行動や住民連携といったソフト面での対策も出てくる。

行政に頼るだけでなく、個人や地域でできることは何かを考え、行動することで、地域の実情を反映した津波避難対策を作ることができる。

#### (2) 継続的な取組

##### 1) 地域ごとの津波避難計画の見直し

検討会の開催により策定された地域ごとの津波避難計画は完成版ではない。避難訓練の実施等を通じて、より良い計画に見直していくことが重要である。

また、中・長期的には、避難路・避難経路や避難場所の整備、防潮堤等の津波防災施設の整備、土地利用の変化等を踏まえながら津波避難計画を見直す必要がある。

##### 2) 継続的な取組

検討会による地域ごとの津波避難計画は一つの成果ではあるが、それで完了するのではなく、継続的な取組が重要である。例えば、転入してきた新しい住民に津波避難計画を正しく伝えていくことや、加齢に伴う運動能力の変化等への対応は、継続的な取組が基本となる。

また、季節や時間の変化など様々な条件を想定した津波避難訓練を実施することで、さらに実効性の高い地域ごとの津波避難計画にすることや、個人の判断能力の向上につながる。

#### 【検討会の流れ】

